

第2期三股町子ども・子育て支援事業計画
第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）



令和2年3月
令和4年12月改訂
宮崎県 三股町

ごあいさつ

「子どもは希望である」と、よく言われます。

「希望の存在」とは、いつの時代の社会にとっても、「大きな力」であり、それは、いまを支え、未来へ導く、そんな存在でもあります。

社会にとって大切な希望…その象徴である子どもたちに、希望に満ち満ちて生きてほしいと願うとともに、やがてその子どもたち自身がまた、新たな希望を社会の大きな力に変え、未だ見ぬ次代を力強く切り拓いてほしいと願います。



顧みますと、核家族化や少子高齢化により子どもを産み育てることへの不安や負担は増し、親子の孤立が深まってきました。また、女性の就業率上昇に呼応し教育・保育の充実のほか小学生の放課後に対するニーズも増えています。加えて、貧困や虐待といった、豊かなはずの子どもの将来を遮ってしまいかねない事態の発生は、子どもを希望の象徴とする私たちの社会にとって大きな課題です。

現在の複合的な課題や事象に対し、今後は地域や関係機関によるきめ細かな関わりを基盤に、いわばあらゆる施策を丁寧に擦り合わせるような総合的支援が、まして必要となっていくものと考えるところです。

平成 27 年 3 月に策定し、本町の子ども・子育ての支援と次世代を育むための指針としてまいりました「三股町子ども・子育て支援事業計画／第 2 期三股町次世代育成支援行動計画（前期計画）」が 5 年を経過し終期を迎えることから、このほど「第 2 期三股町子ども・子育て支援事業計画／第 2 期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）」として、新たな指針を得るべく策定をいたしました。

本計画では、係る 5 年の方向性を見定め、量的な見通しとともに必要な事業・取組に加え、検証のための指標などをまとめています。柱となる基本理念には、新たに「生きるよろこび」という「子どもの視点」を取り入れ、「あたたかく活力があふれ、『生きるよろこび』と『子育ての楽しさ』を実感できるまち」と謳いました。

次代を担う誰もが、ここに住みたい、ここで子育てをしたい、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを進め、希望を大きな力とできる豊かな社会を次代につないでいけるよう、町民の皆さまをはじめ地域や関係機関の皆さまと連携しながら本計画の体現を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました三股町子ども・子育て会議の委員各位をはじめ、ニーズ調査や利用者調査、関係機関調査で貴重な声をお寄せくださいました保護者や利用者、事業者の皆さま方、また希望に導かれる姿を表紙画にあらわしてくださった河野宗平先生ほか、関わってくださったすべての皆さまに深く感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

三股町長 木佐 貫 辰 生

表紙作画 / 河野 宗平 (かわの そうへい)

1957年、日南市生。宮日美展無鑑査(県知事賞2回、パリ賞)、全国二紀展準会員(入選20回)。宮崎県美術展特選2回、英展招待出品3回ほか受賞・出品歴多数。都城市美展実行委員長。都城市立都城西中学校美術教諭。2002年から6年間の町立三股中学校勤務を縁に、町総合文化施設10周年記念住民参加演劇公演「おはよう、わが町」(2011年)、同15周年再演(2016年)のイメージ画を制作。町への愛情を寄せた作品を手掛けた。

これまで5回の個展を開催。河野作品と一目で分かる独創的なデフォルメを施し描く「笑顔」は印象的で、強烈なまでの輝きをもって自由や希望、そして生命力を放ち多くのファンを魅了し続けている。

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の期間.....	2
3 国の少子化対策の取組.....	3
4 子ども・子育て支援新制度の概要.....	4
5 平成27年度（計画策定時）以降の国の主な動向.....	7
6 本計画の策定体制と方法.....	8
第2章 子どもを取り巻く状況	11
1 少子化の動向.....	12
2 世帯の状況.....	16
3 女性の就業の状況.....	17
4 園児数、児童生徒数の状況.....	18
5 保護者アンケート調査結果にみる本町の状況.....	19
6 教育・保育施設アンケート調査結果にみる本町の状況.....	32
7 子育て支援センター利用者アンケート調査結果にみる本町の状況.....	36
第3章 実施状況	41
1 量の見込み及び確保方策の状況<子ども・子育て支援事業計画>.....	42
2 重点施策ごとの主な事業・取組の実施状況<第2期次世代育成支援行動計画（前期計画）>.....	45
第4章 基本理念、基本目標、施策の体系	63
1 基本理念.....	64
2 基本目標.....	64
3 施策の体系.....	65
第5章 基本目標ごとの取組	67
基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり.....	68
1 妊娠・出産期から乳幼児期の切れ目のない支援.....	68
2 地域における子育ての支援.....	71
3 子育てを応援する環境づくり.....	73

基本目標 2 子どもの健やかな成長のための教育環境づくり	78
1 学校の教育環境づくり	78
2 学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上.....	80
基本目標 3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長.....	83
1 児童虐待防止対策の充実.....	83
2 障がい児施策の支援.....	85
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進	86
4 子どもの貧困対策の推進.....	87
第 6 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制.....	89
1 提供区域.....	90
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策	90
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	94
4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	99
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	100
6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保.....	100
第 7 章 放課後子ども総合プラン	101
1 策定にあたって.....	102
2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況.....	103
3 事業計画.....	105
第 8 章 計画の推進.....	111
1 計画推進のために	112
2 各主体の役割	112
資料編.....	115
1 三股町子ども・子育て会議設置要綱.....	116
2 三股町子ども・子育て会議	117

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 策定の趣旨

本町では、平成27年3月に「あたたかく活力があふれ、子育ての楽しさを実感できるまち」を基本理念とする「三股町子ども・子育て支援事業計画及び三股町第2期次世代育成支援行動計画」を策定し、さまざまな子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的に核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生等が課題となっており、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等、取組の充実を図っています。

本町においても、子ども・子育て施策について、妊娠期・乳幼児期から18歳未満までの切れ目のない支援施策や方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するために「第2期三股町子ども・子育て支援事業計画 第2期三股町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」として策定します。

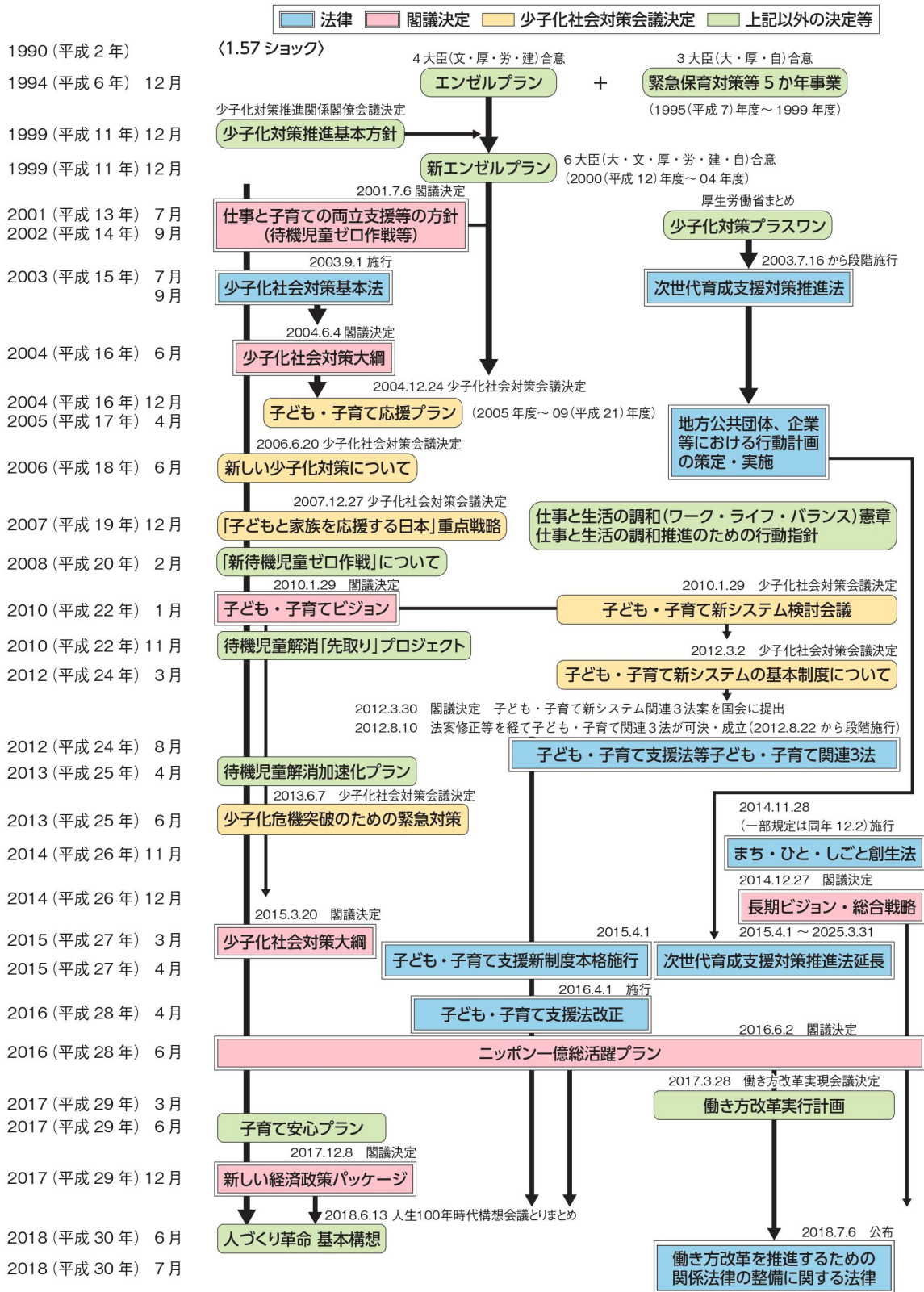
なお、効果的かつ効率的な施策推進の観点から、地域福祉、障がい児福祉、障がい者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

2 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和2年度から6年度までとします。ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)
三股町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期 計画	第2期計画					第3期 計画
	見直し					見直し	
三股町 次世代育成支援 行動計画	第2期 前期計画	第2期後期計画					第3期 計画
	見直し					見直し	

3 国の少子化対策の取組



出典：内閣府資料

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て関連3法の成立

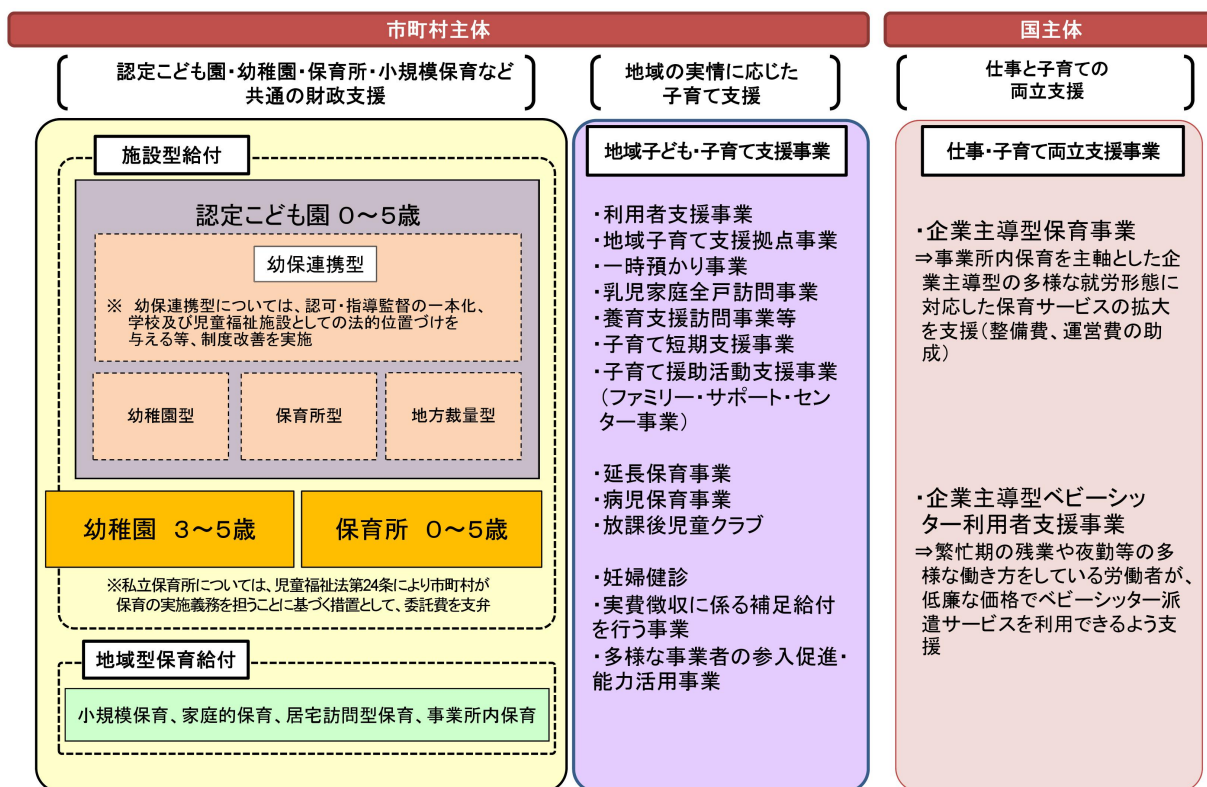
保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨として、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関係法律の整備等に関する法律）が成立しました。

(2) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設
 - ・ 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 市町村が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤ 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ⑥ 政府の推進体制
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
 - ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

(3) 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度でのサービスの全体像は下図のとおりです。



出典：内閣府資料

(4) 3つの認定区分

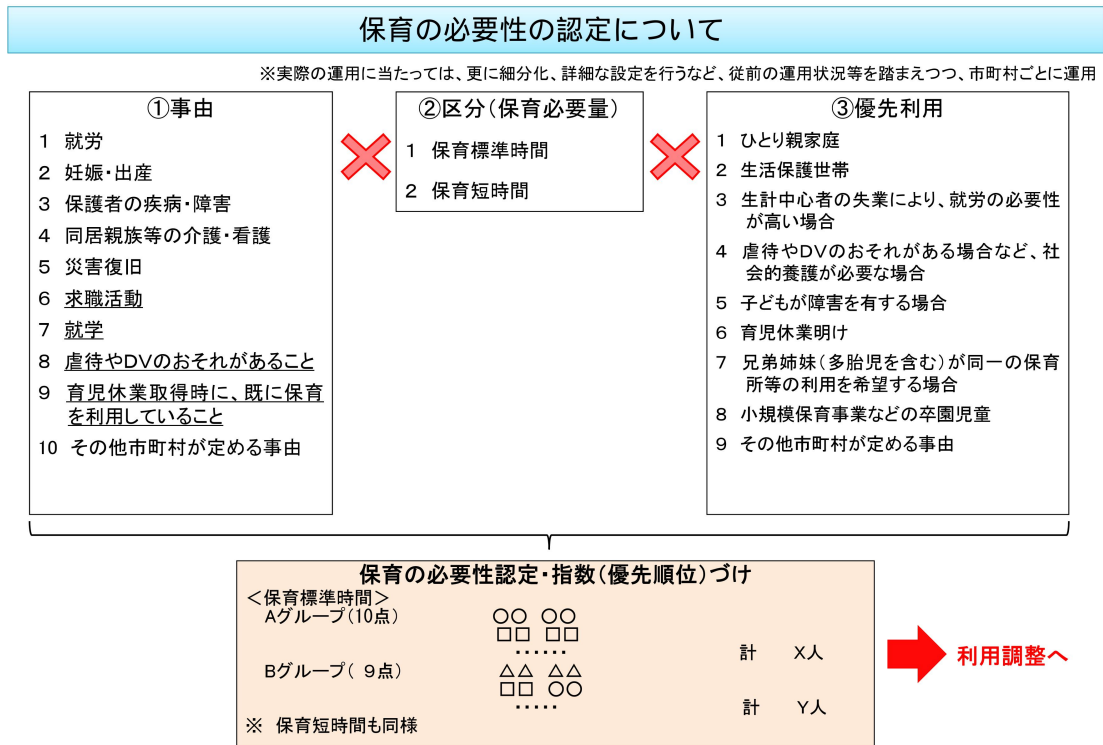
子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

認定区分	内容	給付の内容	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (法第19条第1項1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (法第19条第1項3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(5) 保育の必要性

子ども・子育て支援法では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定し、認定内容に応じた給付を行うこととされています。

なお、保育の必要性の認定に当たっては下図のとおり、「①保育を必要とする事由」、「②保育の必要量」、「③優先利用への該当の有無」の3点が考慮されます。

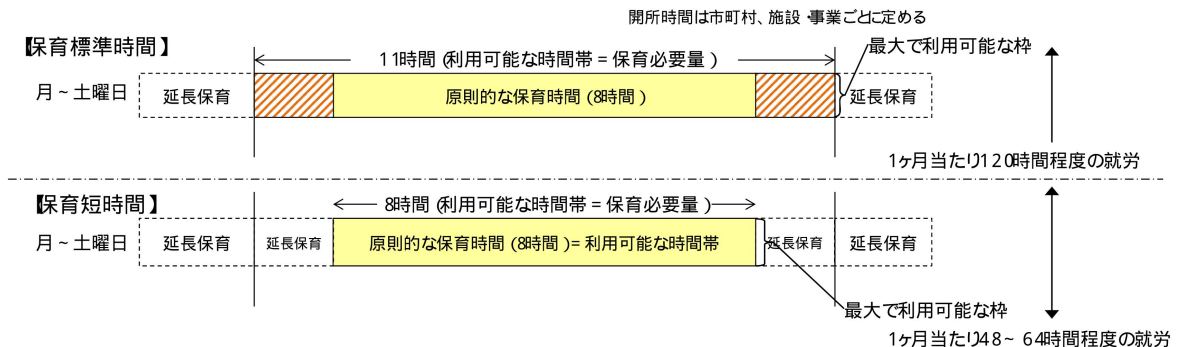


出典：内閣府資料

※保育の必要量

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点等から主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定しています。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



出典：内閣府資料

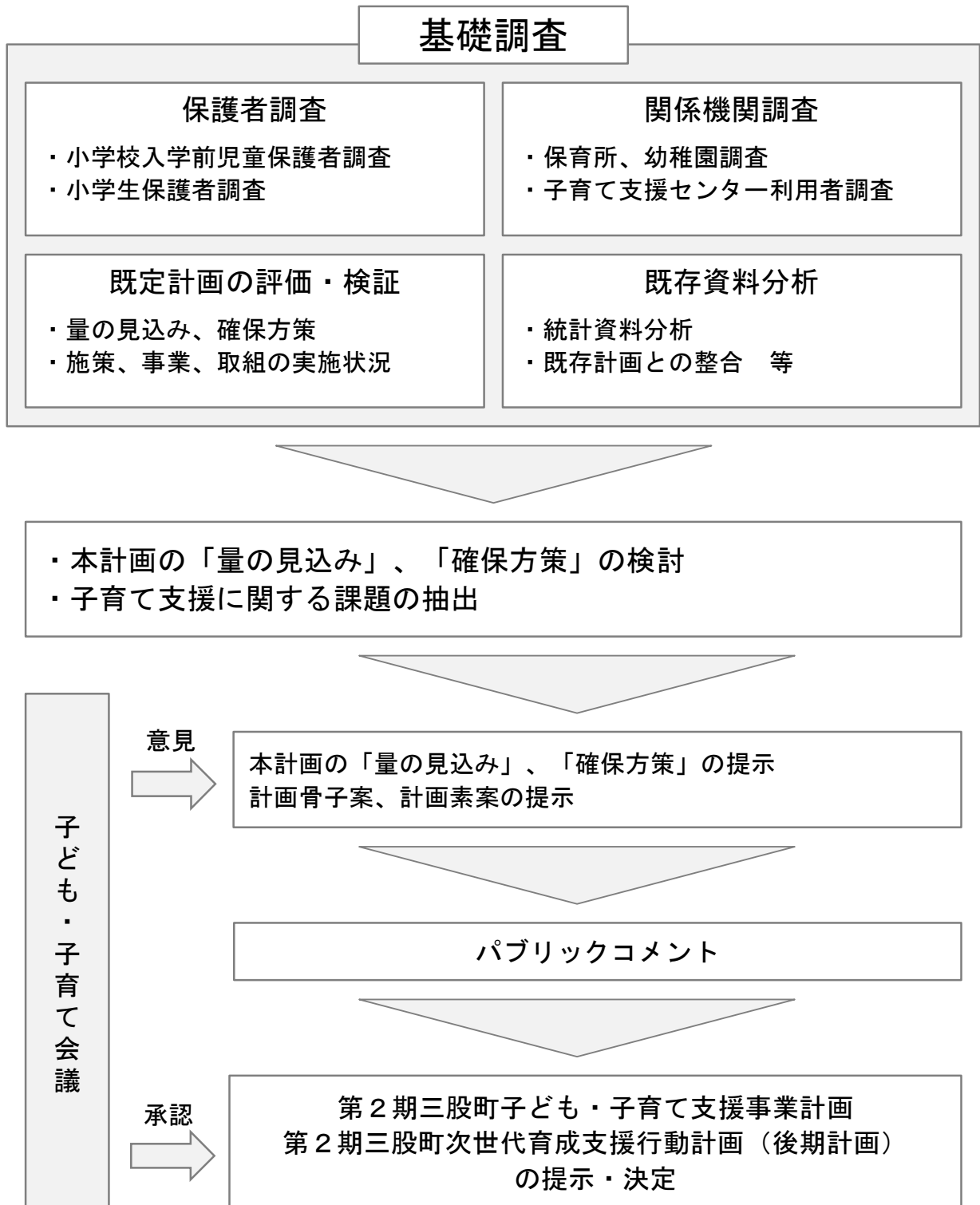
5 平成27年度（計画策定時）以降の国の主な動向

年	法律・制度・通知等	主な内容
平成27年度 (2015)	子ども・子育て支援法 関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
	保育士確保プラン	・「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保
	少子化社会対策大綱 改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策 推進法	・平成37年3月末までの時限立法に延長
28年度 (2016)	子ども・若者育成支援 推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍 プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育士の確保に取り組む
	切れ目のない保育のた めの対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開等を明確化
29年度 (2017)	教育要領、保育指針等 の改訂	・「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂
	子育て安心プラン	・平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッ ケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等を掲げる
30年度 (2018)	新・放課後子ども総合 プラン	・放課後児童クラブの量的拡充を図り、5年間で約30万人分の受け皿を整備することを目標とする

6 本計画の策定体制と方法

(1) 策定体制、策定方法

本計画における策定体制と策定方法は下図のとおりです。



(2) 三股町子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく「三股町子ども・子育て会議」において委員の意見を聴取して策定しました。

期 日	主な内容
平成31年1月21日	・子ども・子育て支援に関するアンケート調査について ・放課後児童クラブについて
3月19日	・子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について ・平成31年度特定教育・保育施設の利用定員及び児童数について ・平成31年度放課後児童クラブの実施状況及び児童数について
令和元年10月30日	・次期計画概要について ・新・放課後子ども総合プラン概要について ・放課後児童クラブ利用料について
11月22日	・次期計画骨子案、施策体系案について ・次期計画素案について
12月2日	・次期計画素案について
2年1月27日	・パブリックコメントの実施結果等について ・次期計画最終案について

(3) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本町在住の全ての小学校入学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に平成31年1月から2月まで実施しました。

(4) 教育・保育施設アンケート調査

施設に通う子どもの状況や保護者に対する必要な支援を把握するため、本町にある教育・保育施設を対象に令和元年5月に実施しました。

(5) 子育て支援センター利用者アンケート調査

子育て支援センターの利用状況や満足度等を把握するため、子育て支援センター利用者を対象に令和元年5月から6月まで実施しました。

(6) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く市民の意見を聴取するため、令和元年12月19日から2年1月17日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

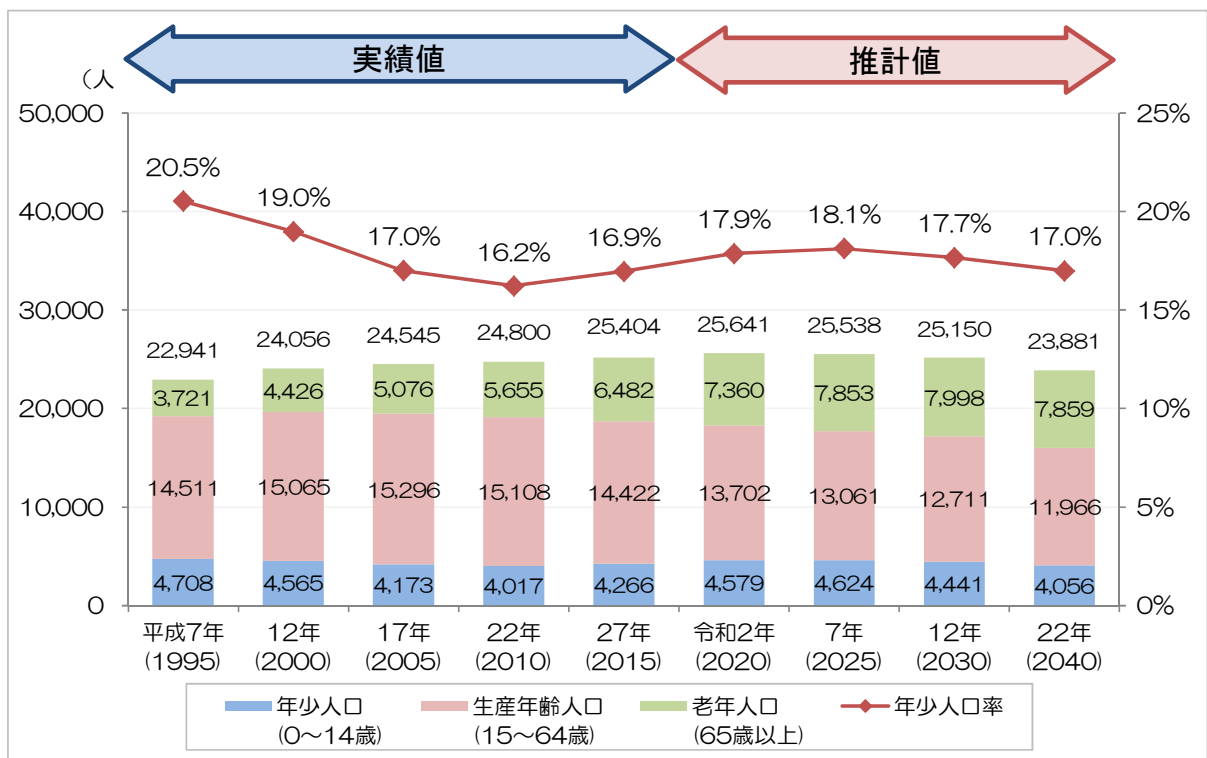
第2章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 人口の推移及び推計

本町の総人口は、平成7(1995)年の22,941人が27(2015)年には25,404人となり、2,463人の増加となっています。

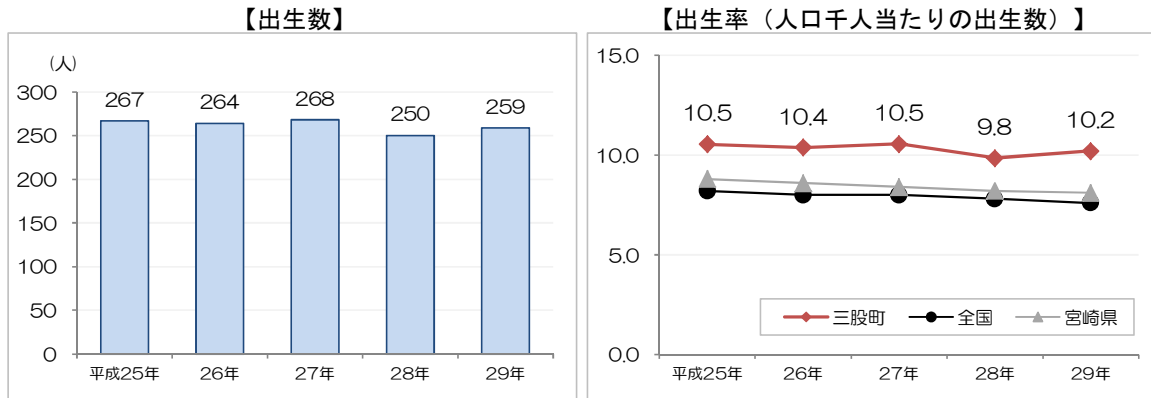
今後、少子高齢化の進展により総人口は減少に転じる予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22(2040)年の総人口は23,881人、年少人口(0~14歳)は4,056人、総人口に占める年少人口割合は17.0%となる見込みとなっています。



出典：国勢調査（平成7年～27年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和2年～22年）

(2) 出生の状況

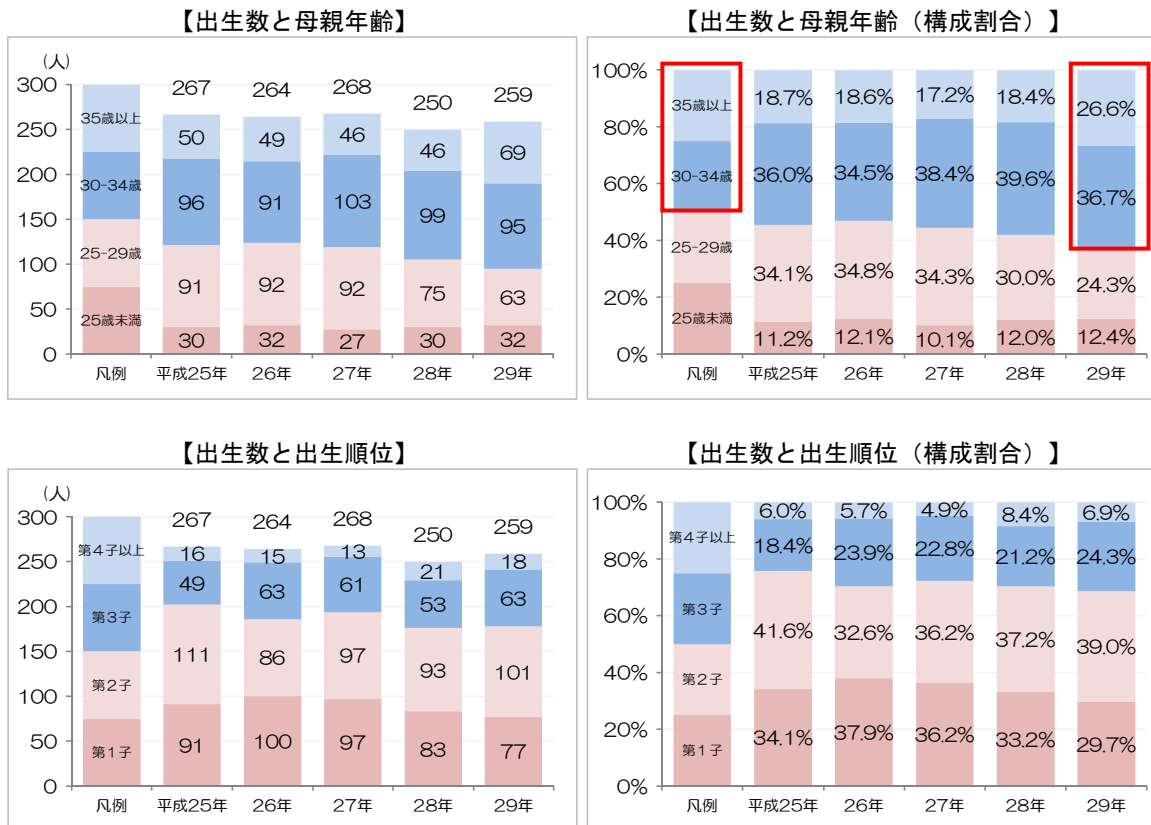
出生数はほぼ同水準で推移しており、平成29年は259人となっています。
また、出生率（人口千人当たりの出生数）は全国、宮崎県より高い水準で推移しています。



出典：衛生統計年報

(3) 出生数と母親年齢、出生順位の状況

出生数と母親年齢の関係をみると、母親年齢30歳以上の構成割合が高く、平成29年では63.3%となっています。出生順位の構成割合についてはほぼ同水準で推移しています。



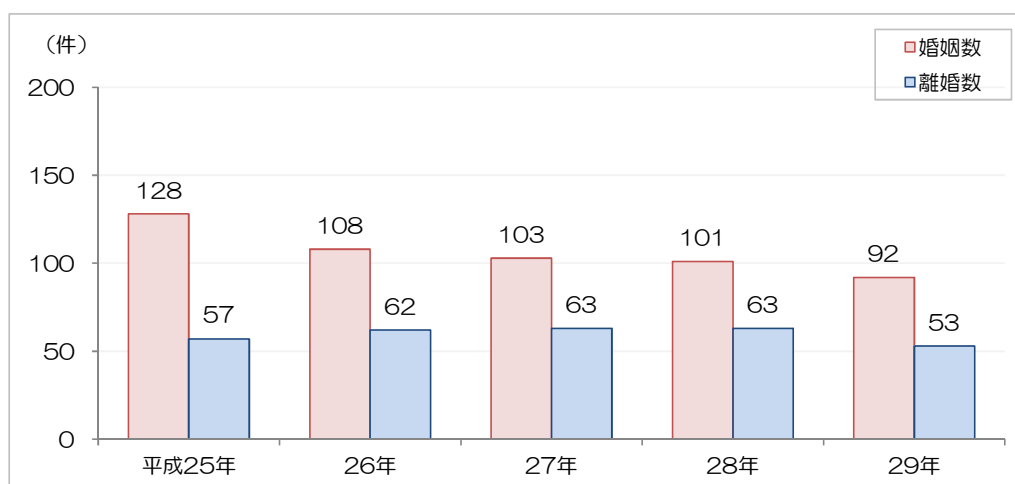
出典：衛生統計年報

(4) 婚姻等に関する状況

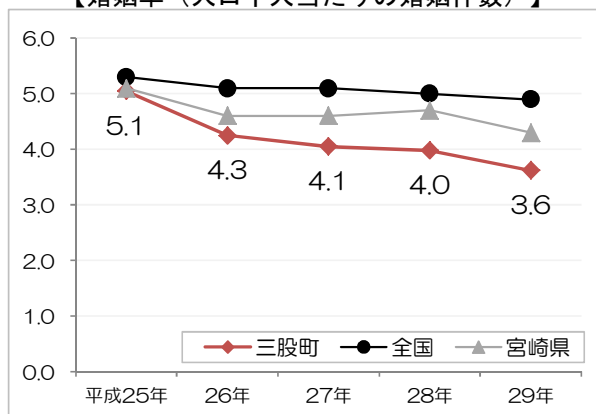
① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻数は減少傾向で推移している一方、離婚数はほぼ同水準で推移しており、平成29年の婚姻数は92件、離婚数は53件となっています。

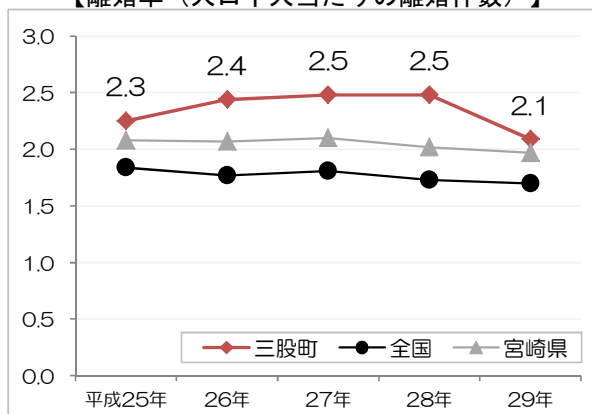
また、29年の婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は全国、宮崎県より低くなっています。一方、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、宮崎県より高くなっています。



【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】



【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】



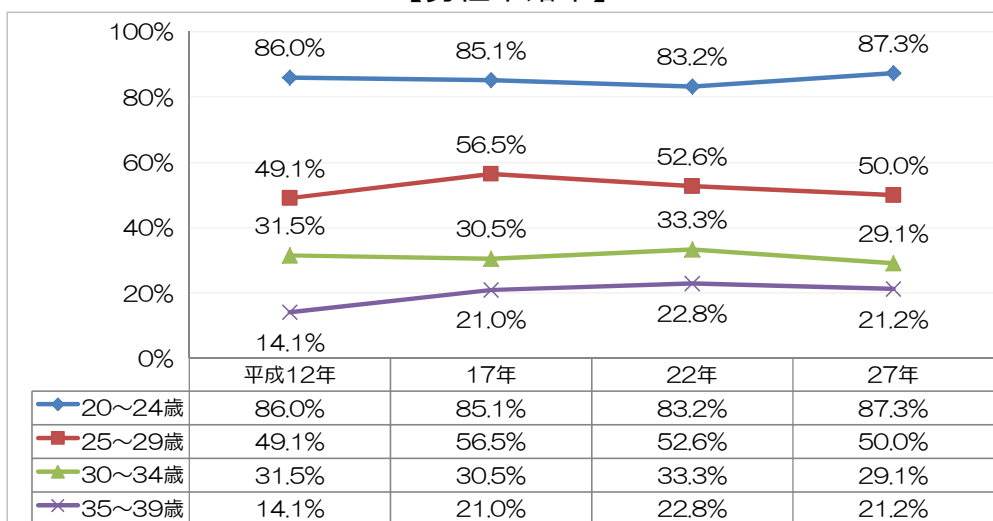
出典：衛生統計年報

② 未婚率の推移

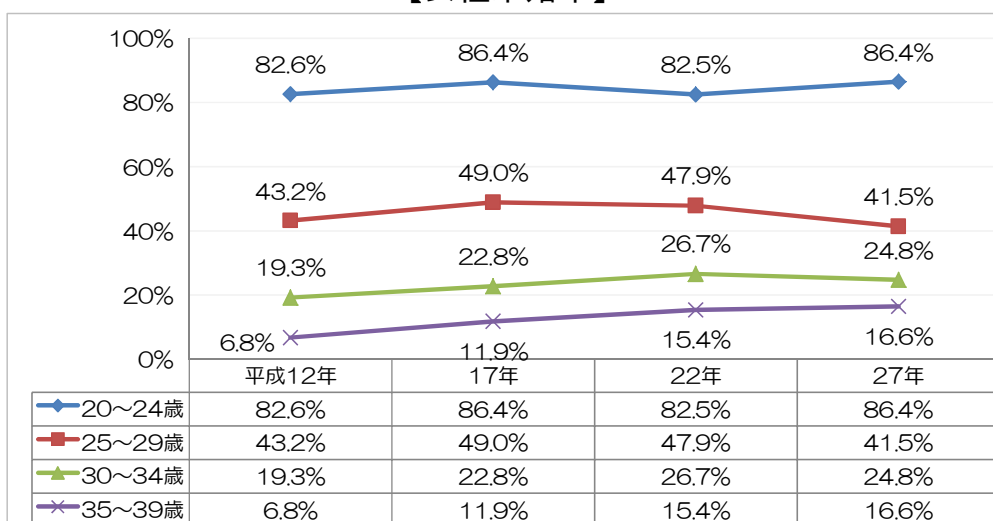
平成22年と27年の男性の未婚率を年代別で比較すると、20～24歳で4.1ポイント（83.2%から87.3%）上昇しています。

22年と27年の女性の未婚率を年代別で比較すると、20～24歳で3.9ポイント（82.5%から86.4%）、35～39歳で1.2ポイント（15.4%から16.6%）上昇しています。

【男性未婚率】



【女性未婚率】

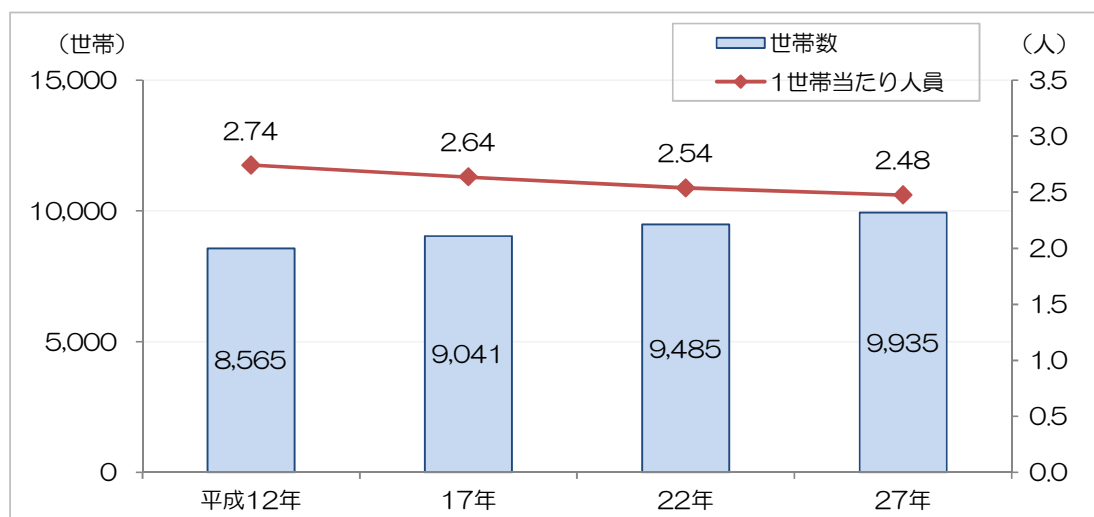


出典：国勢調査

2 世帯の状況

(1) 世帯数・1世帯当たりの人員数の推移

世帯数は増加傾向で推移している一方、1世帯当たり人員数は減少傾向で推移しています。

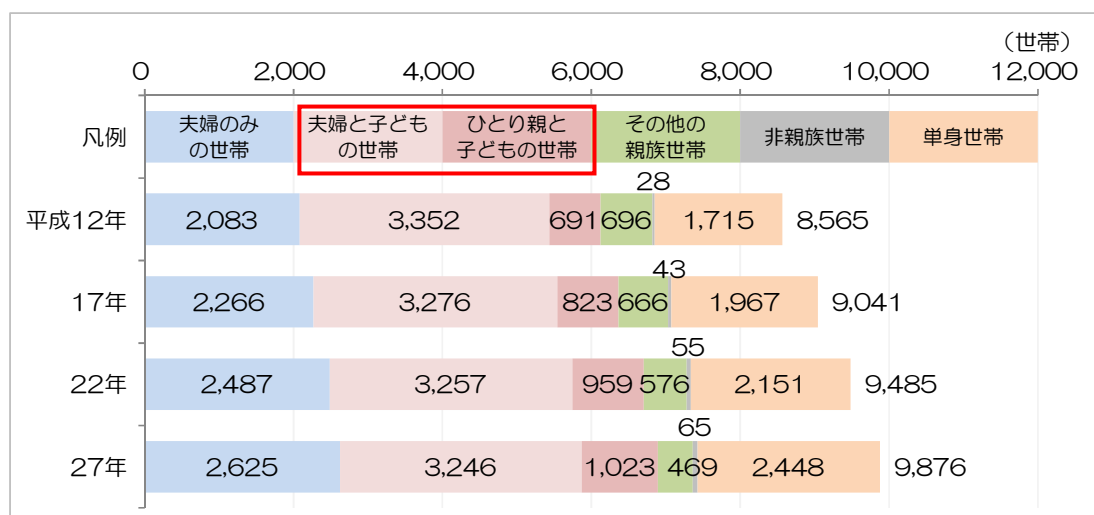


出典：国勢調査

(2) 類型別世帯の状況

平成27年の子どものいる世帯（「夫婦と子どもの世帯」と「ひとり親と子どもの世帯」の合計）は4,269世帯となっています。

「夫婦と子どもの世帯」が減少傾向で推移している一方、「ひとり親と子どもの世帯」は増加傾向で推移しています。

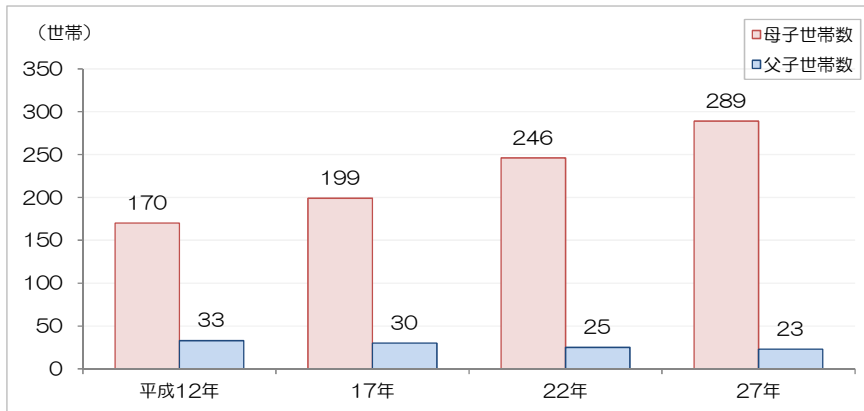


※平成27年は、世帯の家族類型「不詳」を除く世帯数。

出典：国勢調査

(3) ひとり親家庭の状況

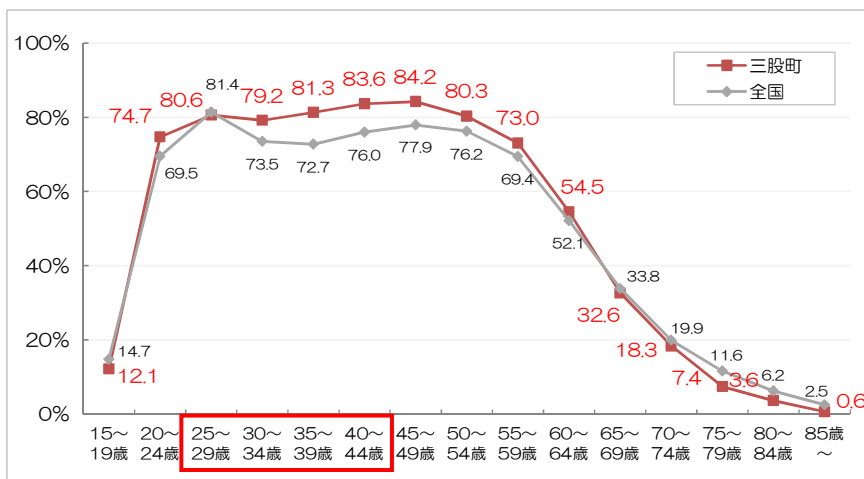
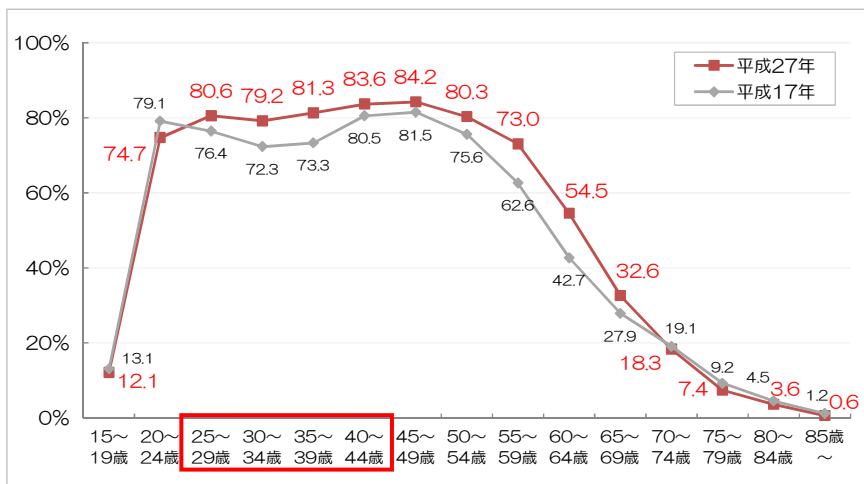
父子世帯数が減少傾向、母子世帯数が上昇傾向で推移しています。



出典：国勢調査

3 女性の就業の状況

平成27年の子育て世代の女性（25～44歳）は、25～29歳を除く年代で全国平均就業率を、全ての年代で17年の本町就業率を、それぞれ上回っています。

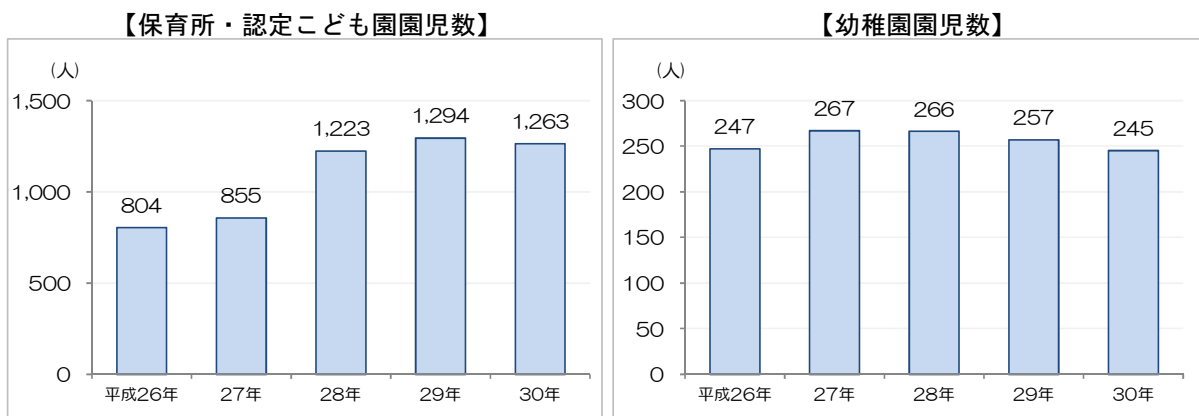


出典：国勢調査

4 園児数、児童生徒数の状況

(1) 園児数の推移

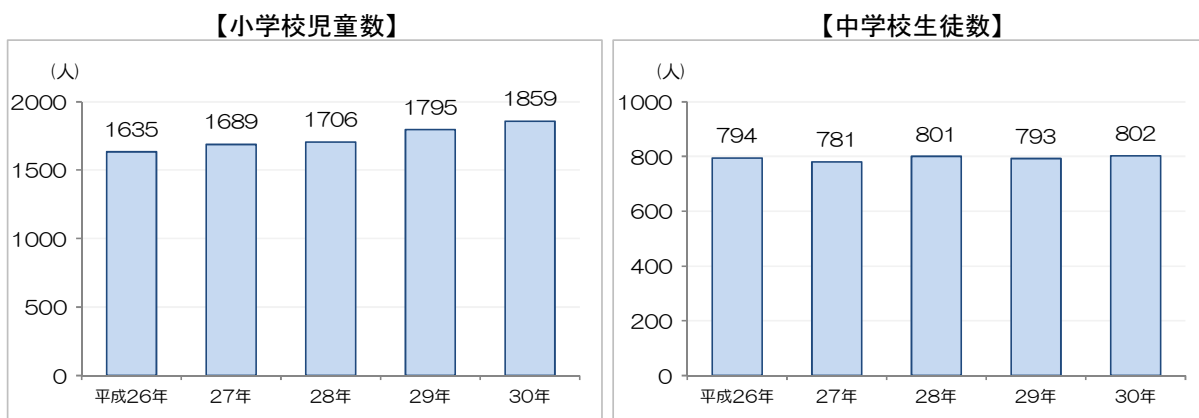
平成30年の保育所・認定こども園の園児数は1,263人、幼稚園の園児数は245人となっています。



出典：数字で見る三股町（平成31年3月刊行）

(2) 児童生徒数の推移

平成30年の小学校児童数は1,859人、中学校生徒数は802人となっています。



出典：数字で見る三股町（平成31年3月刊行）

5 保護者アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

平成31年1月から2月まで実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

以下の2種類（小学校入学前児童保護者用、小学生保護者用）の調査票を作成し、無記名方式により実施しました。

ア) 小学校入学前児童保護者

本町在住の小学校入学前のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配付・回収及び、郵送による配付・回収を行いました。なお、小学校入学前児童が2人以上の世帯については、一番下のお子さまのことにについて回答して頂きました。

イ) 小学生保護者

本町在住の小学生のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配付・回収を行いました。なお、小学生が2人以上の世帯については、学年が一番下のお子さんのことにについて回答して頂きました。

③ 対象世帯数、有効回答数、有効回答率

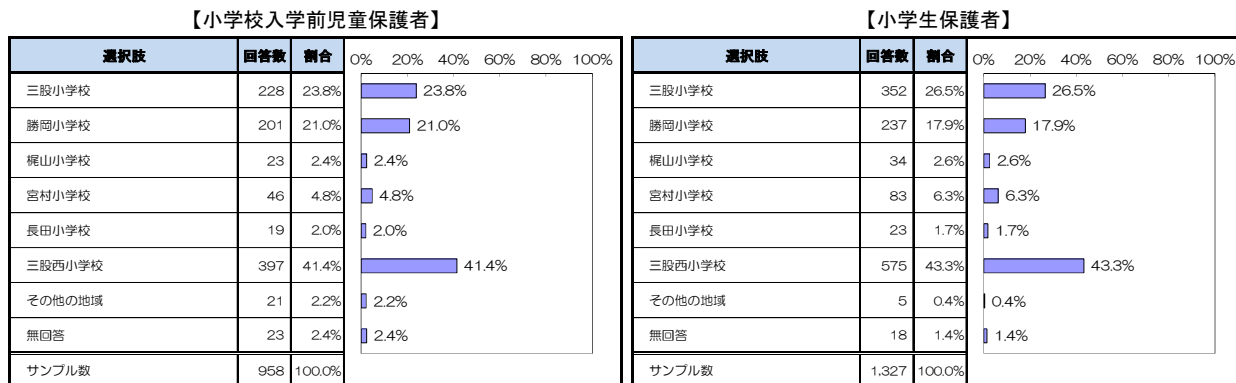
	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
小学校入学前児童保護者	1,014	958	94.5%
小学生保護者	1,351	1,327	98.2%
合計	2,365	2,285	96.6%

(2) 集計処理について

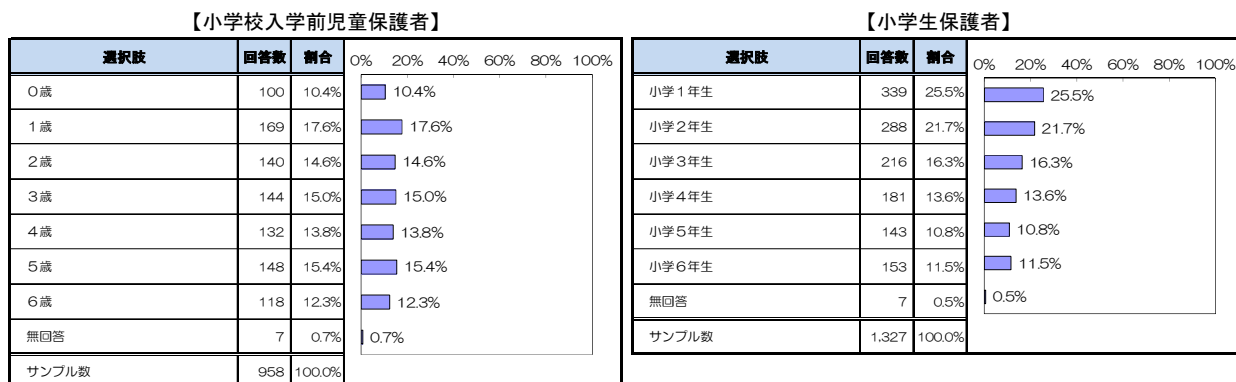
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- ・以降の調査結果についても同様となります。

(3) 調査結果 (抜粋)

① お住まいの校区

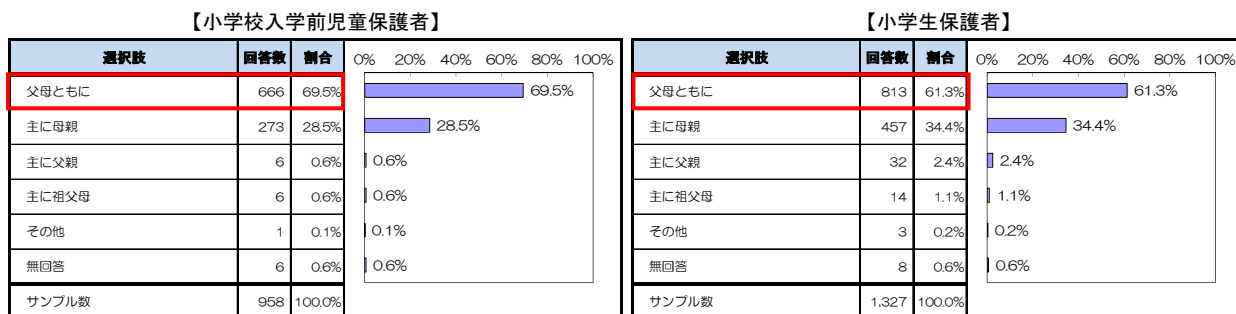


② お子さんの年齢・学年



③ 子育てを主に行っている者

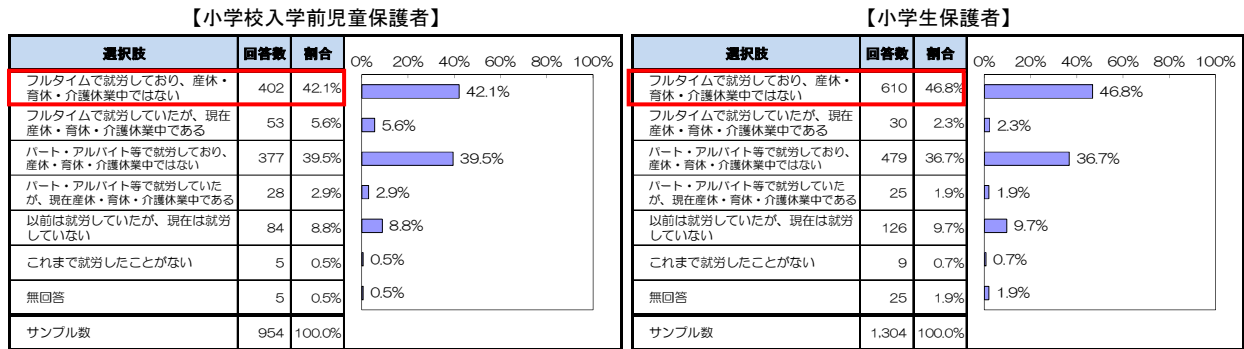
小学校入学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も多くなっています。



④ 母親の就労状況・就労意向

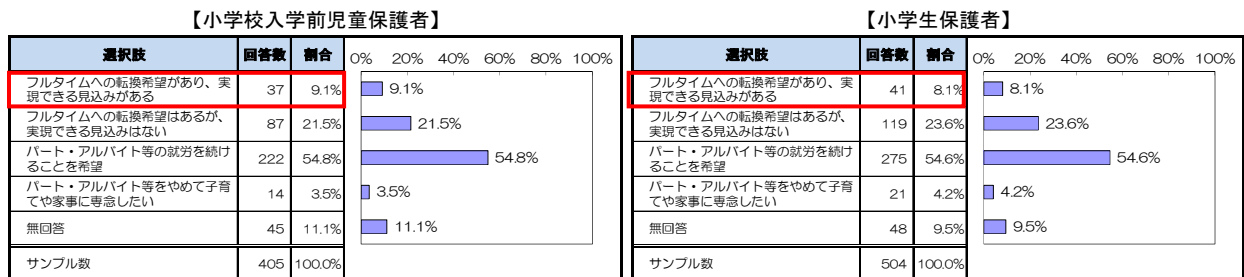
ア) 現在の就労状況

小学校入学前児童保護者、小学生保護者ともにフルタイムが最も多くなっています。



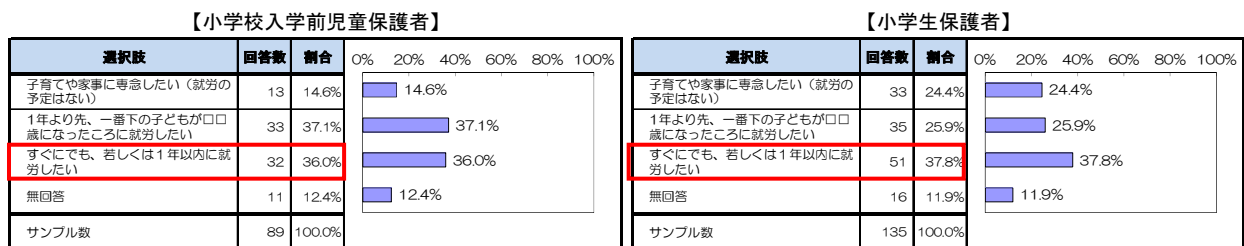
イ) フルタイムへの転換希望（パート・アルバイトの方への設問）

小学校入学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が約1割となっています。



ウ) 就労の希望（現在就労していない方への設問）

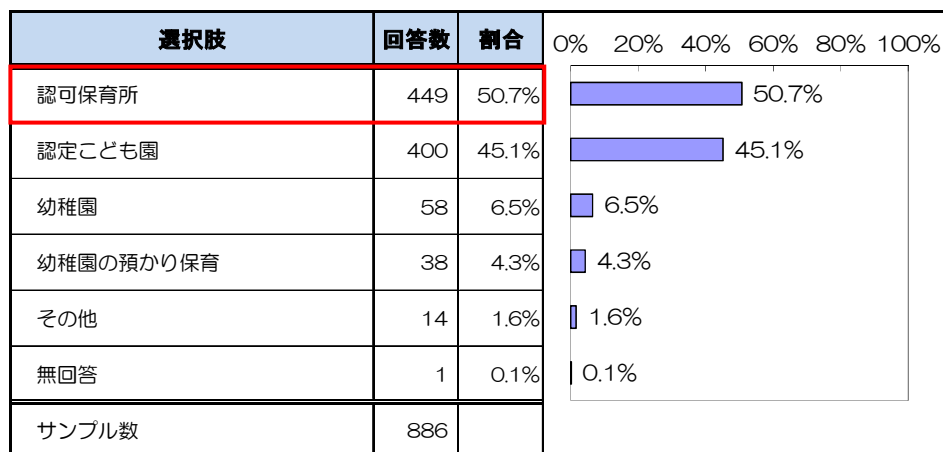
「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」が小学校入学前児童保護者で36.0%、小学生保護者で37.8%となっています。



⑤ 保育所、幼稚園等の利用状況、利用意向（小学校入学前児童保護者）

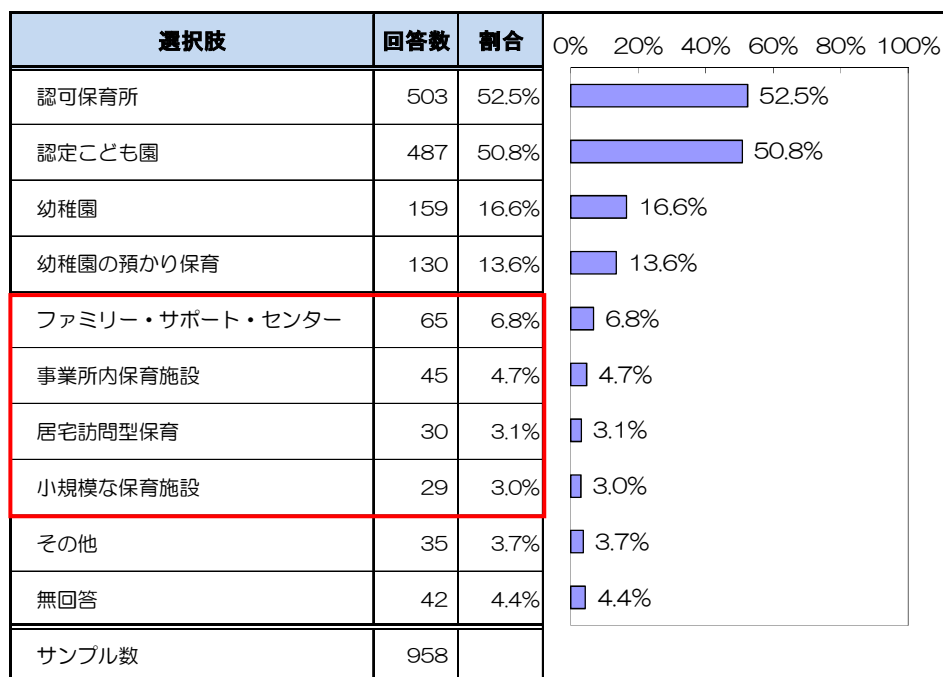
ア) 定期的に利用している事業（複数回答）

「認可保育所」が50.7%で最も多くなっています。



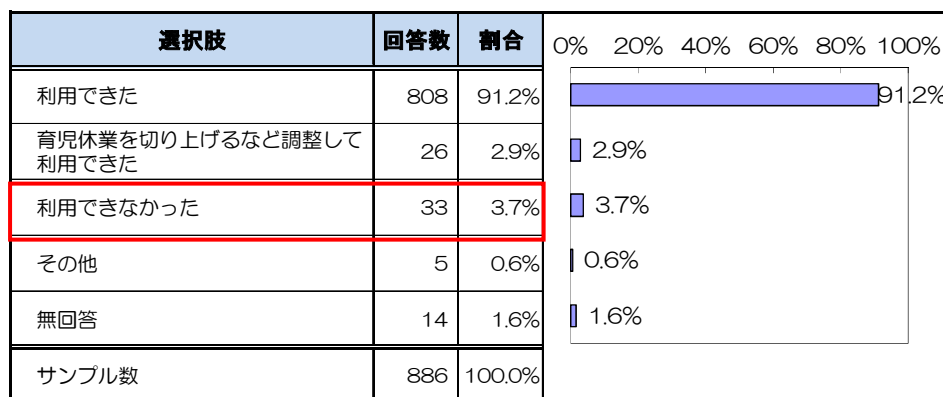
イ) 定期的に利用したい事業（複数回答）

定期的に利用している事業以外にも、「ファミリー・サポート・センター」、「事業所内保育施設」等、多様なサービス利用意向が高くなっています。



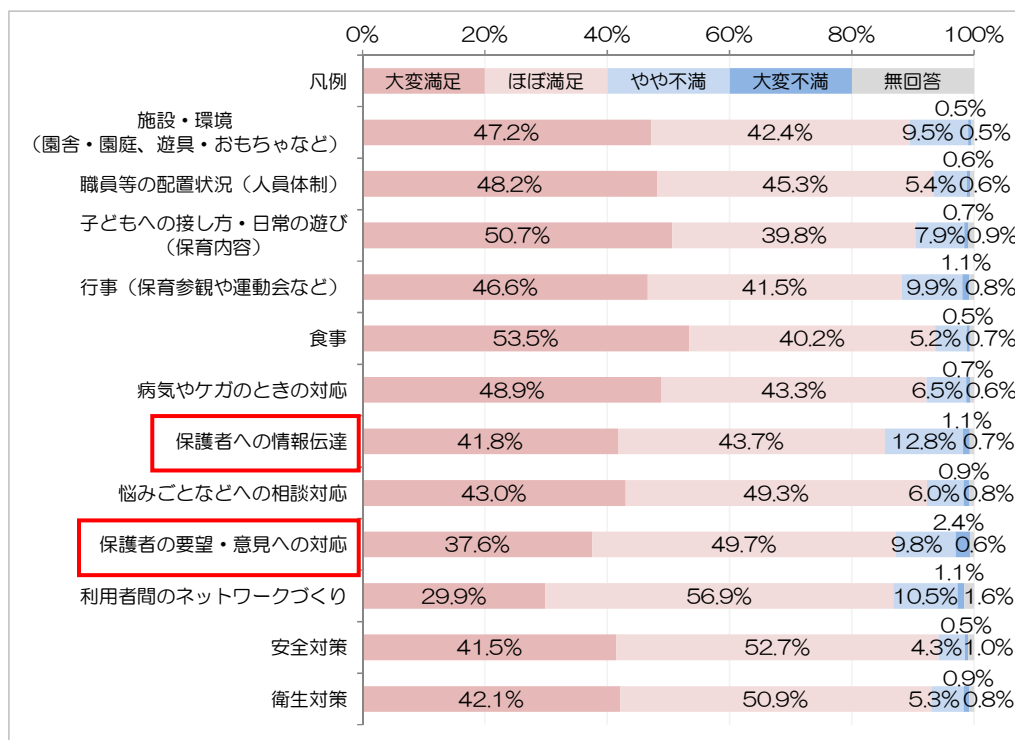
⑥ 保育所、幼稚園等利用開始時期の希望と現実の乖離の有無

「利用できなかった」が3.7%となっています。



⑦ 保育所、幼稚園等の満足度（小学校入学前児童保護者）

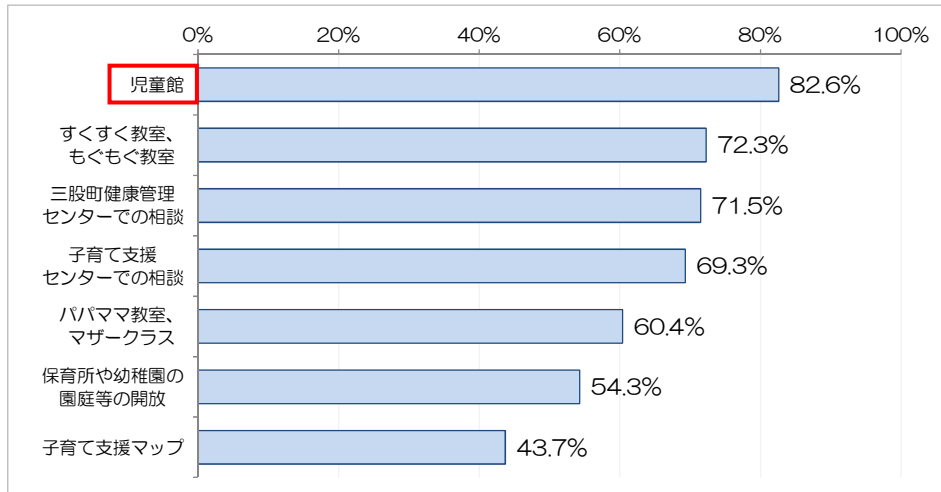
満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「保護者への情報伝達」（合計 13.9%）、「保護者の要望・意見への対応」（合計 12.2%）等となっています。



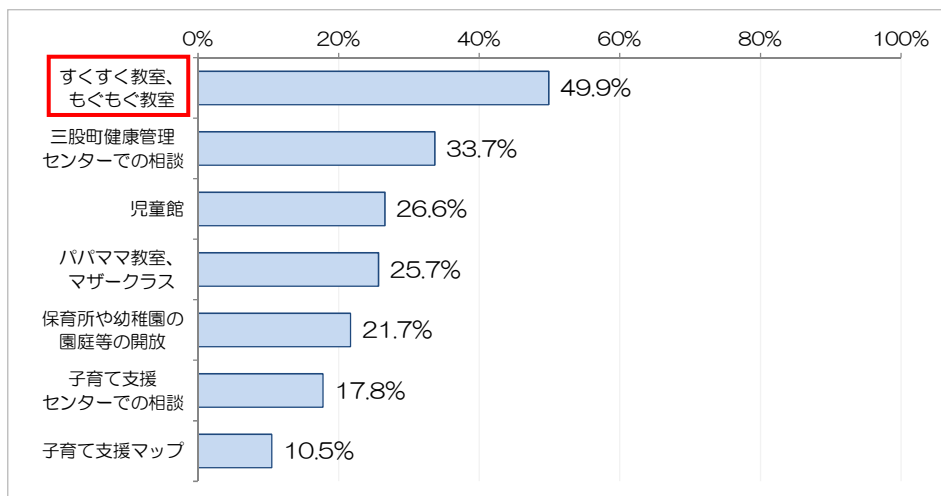
⑧ 子育て関連事業の認知度、利用経験、利用意向（小学校入学前児童保護者）

認知度、利用意向は「児童館」、利用経験は「すくすく教室、もぐもぐ教室」が最も多くなっています。

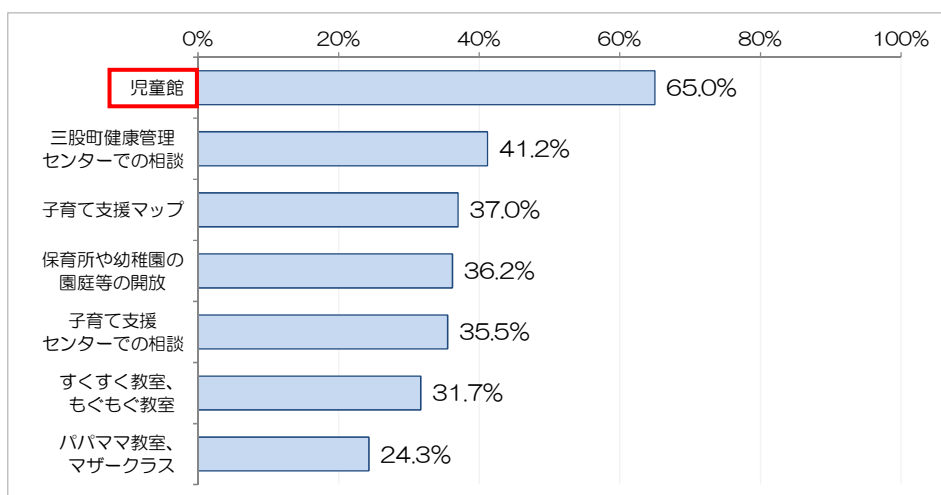
【認知度】



【利用経験】



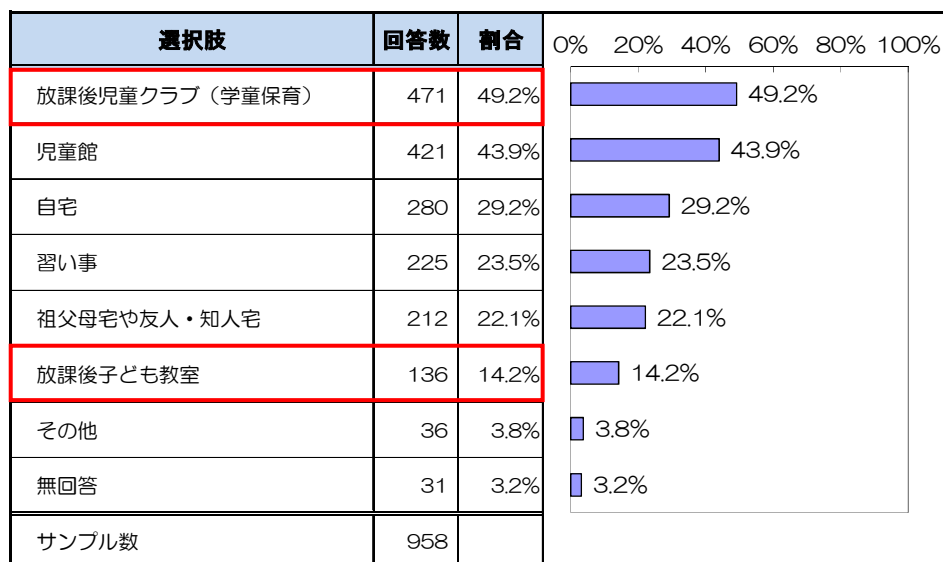
【利用意向】



⑨ 小学校就学後の放課後の過ごし方（小学校入学前児童保護者）

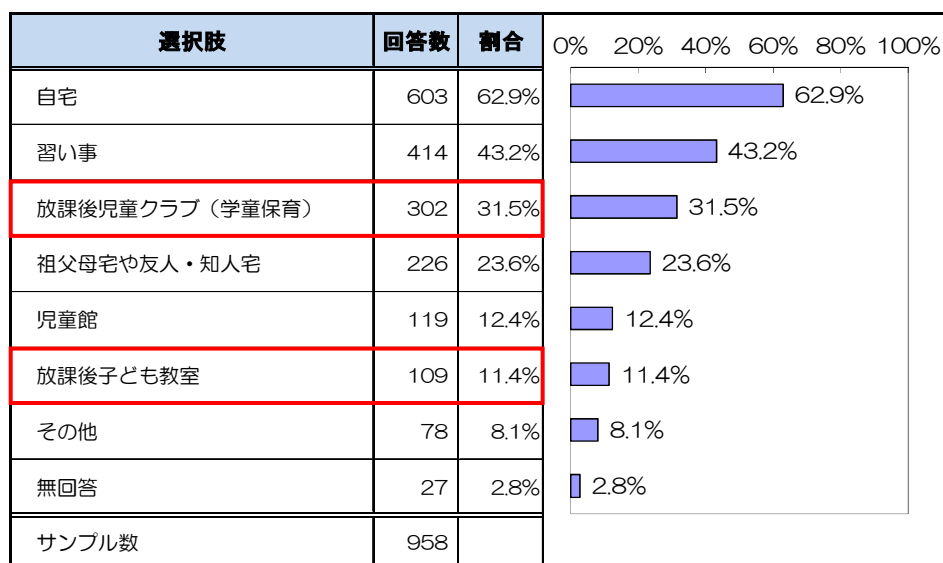
ア) 小学校低学年（小学1～3年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が49.2%、「放課後子ども教室」が14.2%となっています。



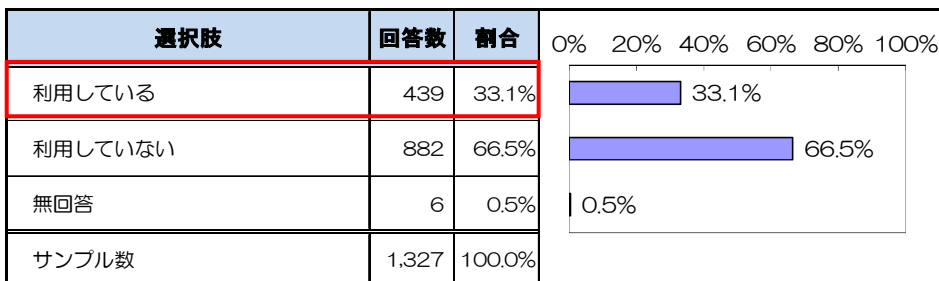
イ) 小学校高学年（小学4～6年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が31.5%、「放課後子ども教室」が11.4%となっています。



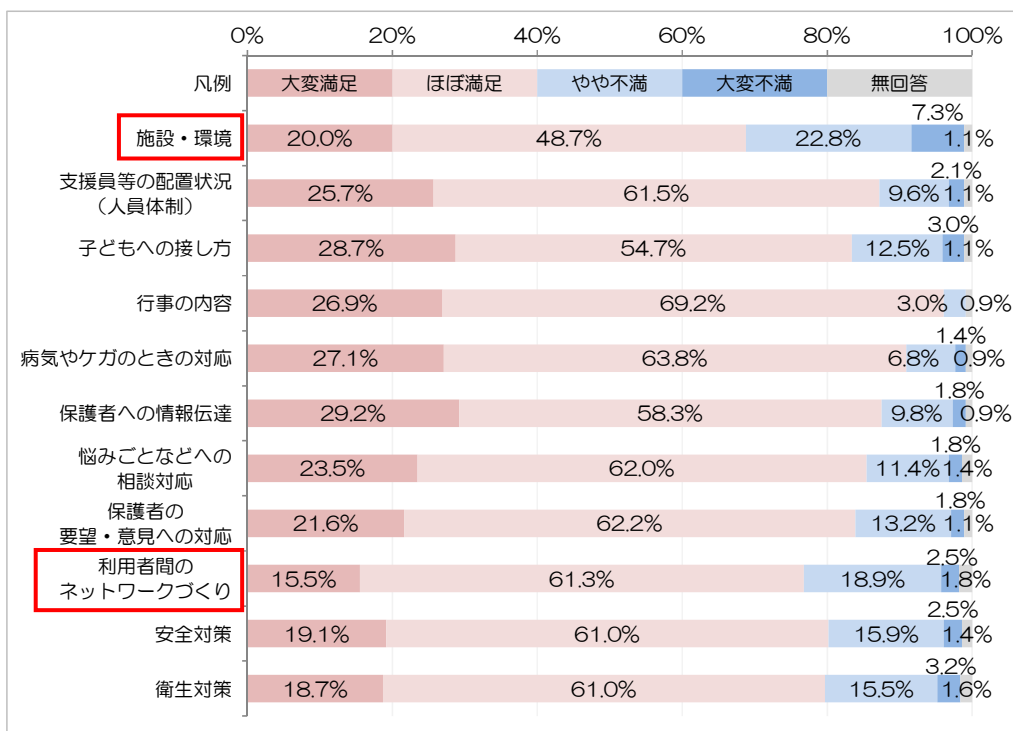
⑩ 放課後児童クラブの利用状況（小学生保護者調査結果）

「利用している」が33.1%となっています。



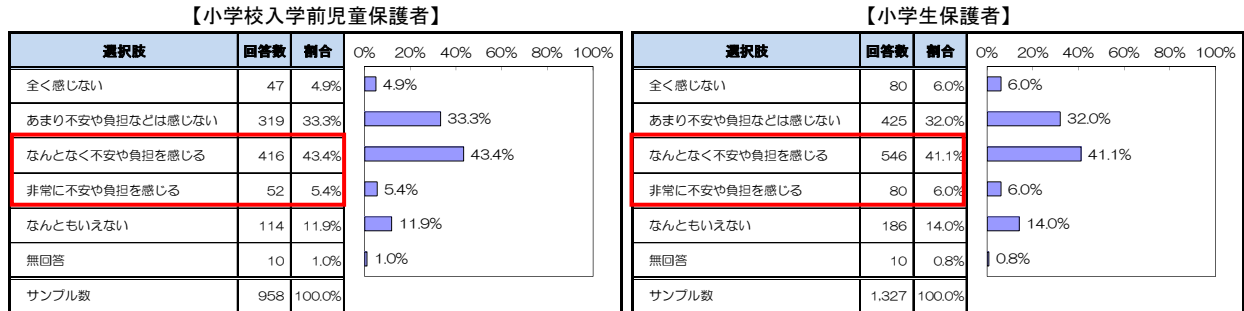
⑪ 放課後児童クラブの満足度（小学生保護者調査結果）

満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「施設・環境」（合計30.1%）、「利用者間のネットワークづくり」（合計21.4%）等となっています。



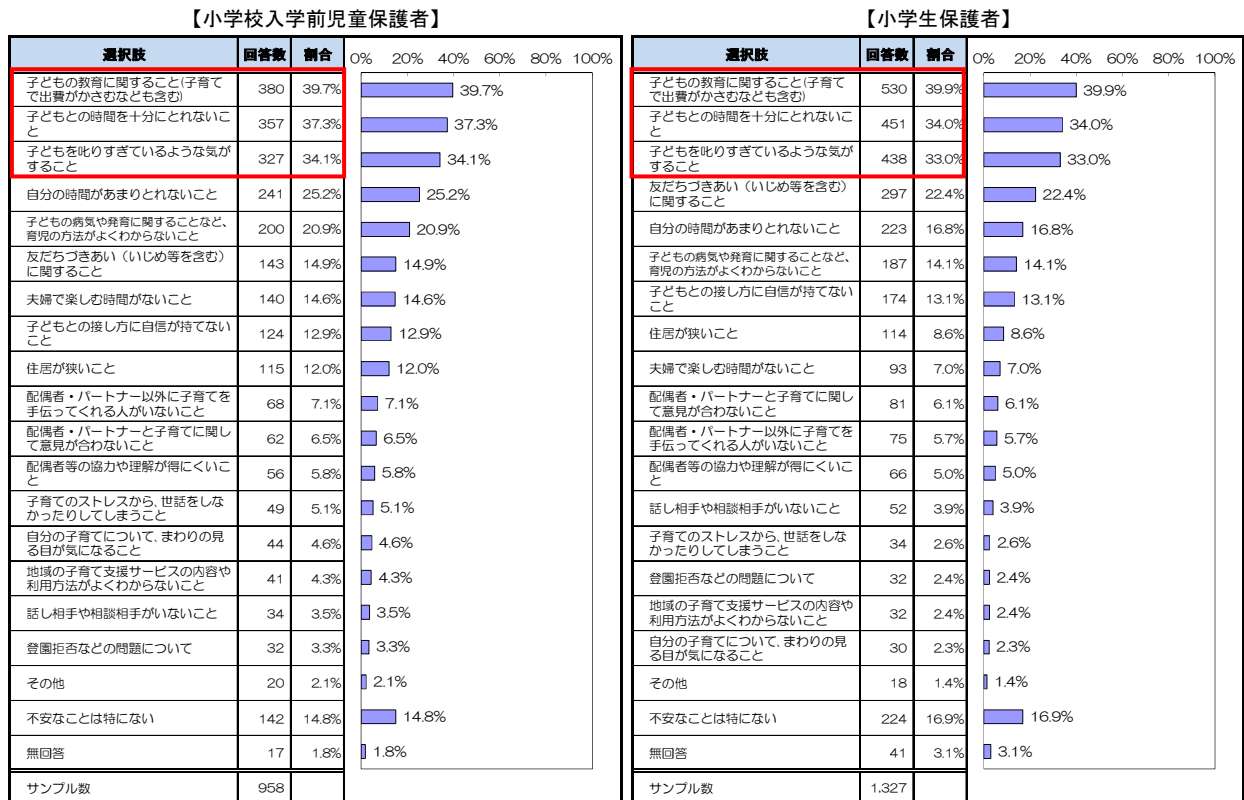
⑫ 子育てに関する不安感や負担感の有無

「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、小学校入学前児童保護者 48.8%、小学生保護者 47.1%となっています。



⑬ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

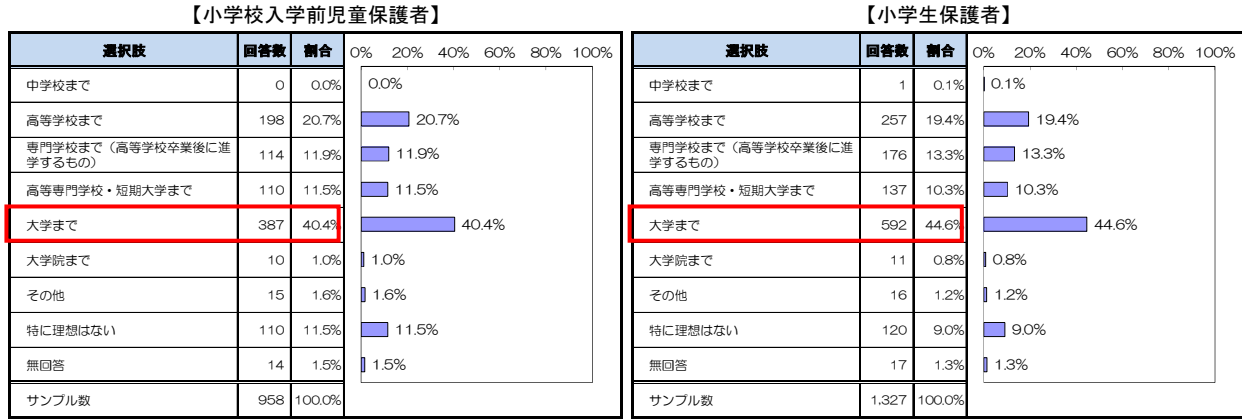
小学校入学前児童保護者、小学生保護者ともに、「子どもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなども含む）」が最も多く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。



⑭ お子さんの将来的な進路

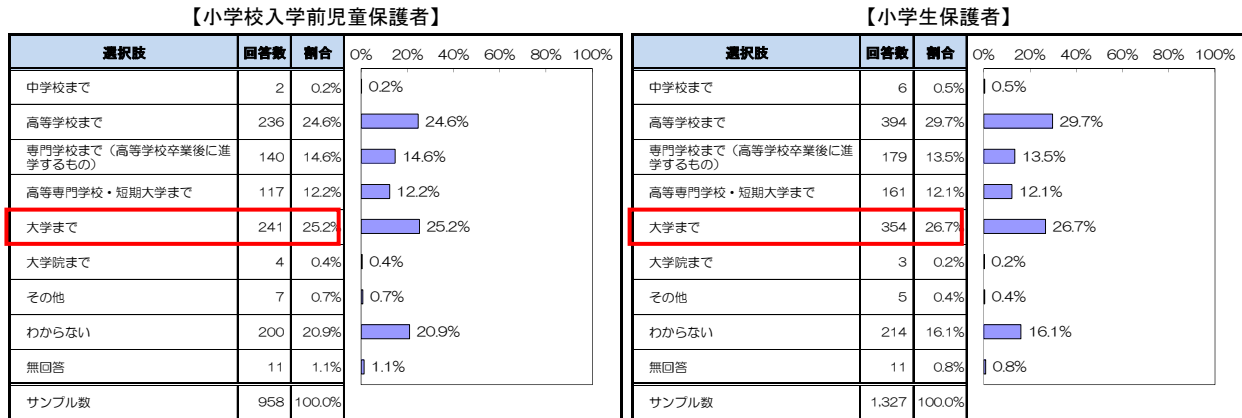
ア) 理想のお子さんの進路

「大学まで」が小学校入学前児童保護者 40.4%、小学生保護者 44.6%となっています。



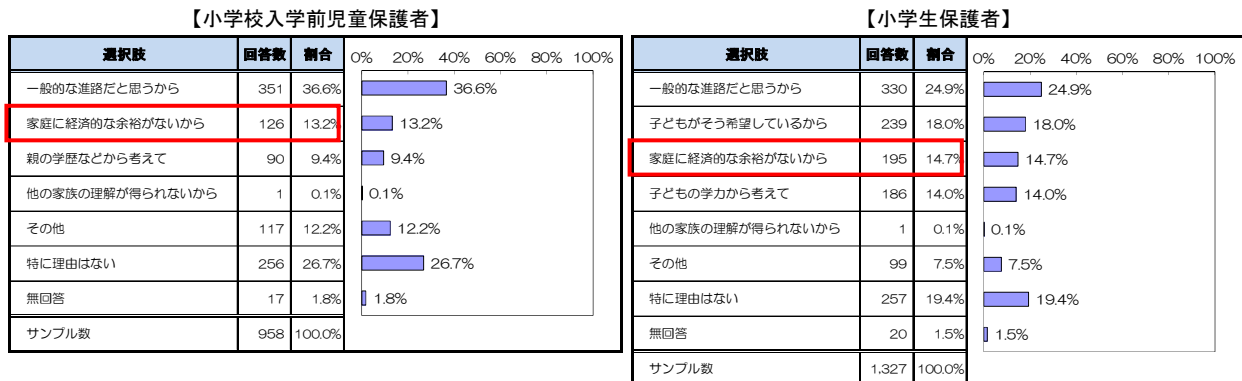
イ) 現実のお子さんの進路

「大学まで」が小学校入学前児童保護者 25.2%、小学生保護者 26.7%となっています。



ウ) 現実のお子さんの進路として考えた理由

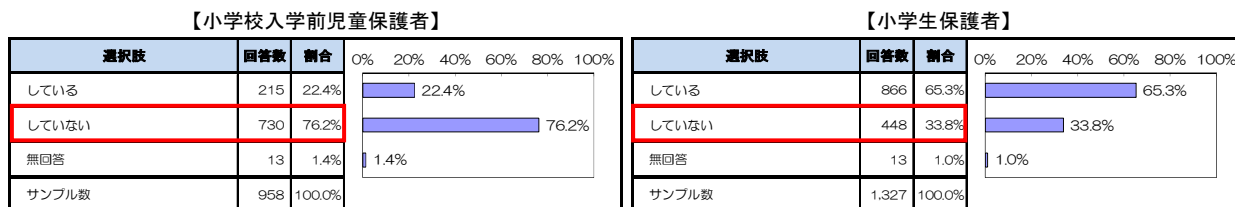
「家庭に経済的な余裕がないから」が小学校入学前児童保護者 13.2%、小学生保護者 14.7%となっています。



⑮ 塾や習い事の状況

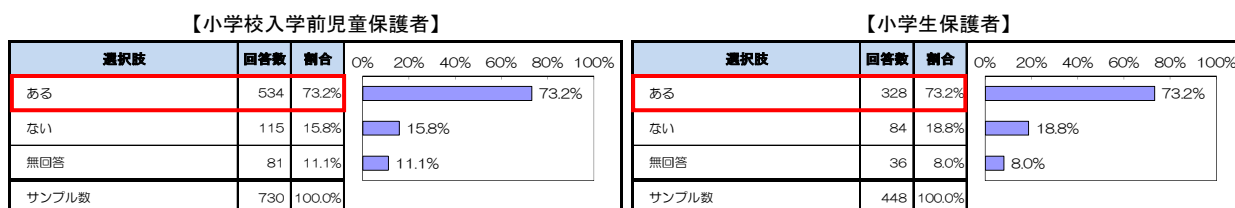
ア) 塾や習い事の有無

「していない」が小学校入学前児童保護者 76.2%、小学生保護者 33.8%となっています。



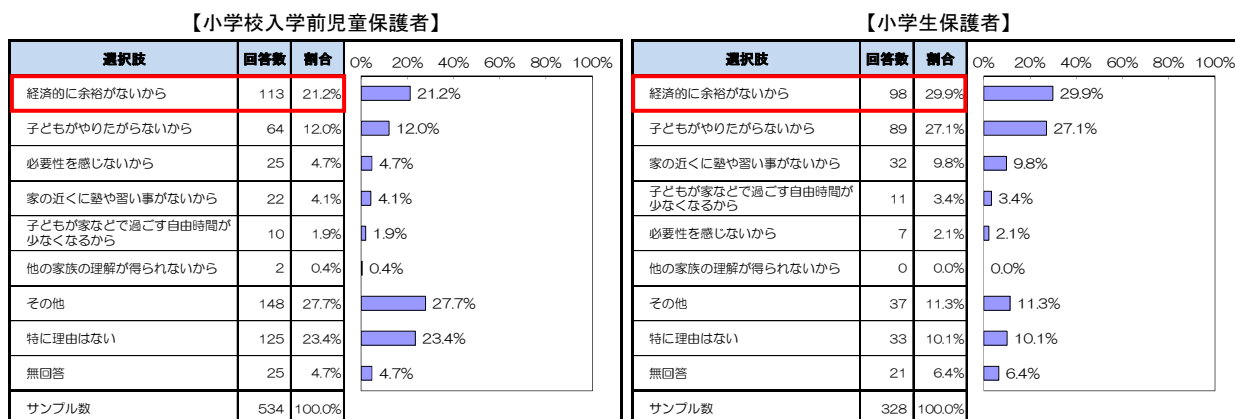
イ) 塾や習い事をさせたい希望の有無（塾や習い事をしていない方への設問）

「ある」が小学校入学前児童保護者、小学生保護者ともに 73.2%となっています。



ウ) 塾や習い事をさせていない理由（塾や習い事をさせたい方への設問）

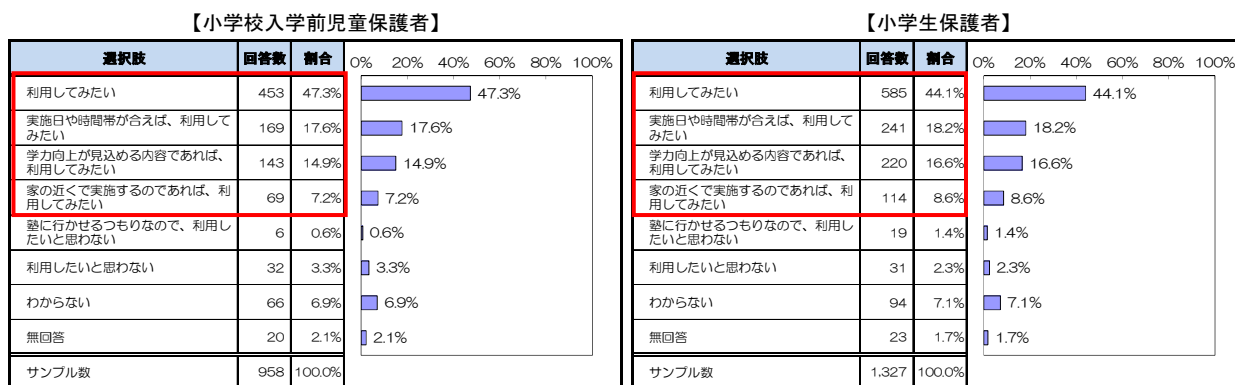
「経済的に余裕がないから」が小学校入学前児童保護者 21.2%、小学生保護者 29.9%となっています。



⑩ 「学習支援事業」、「子ども食堂」の利用意向

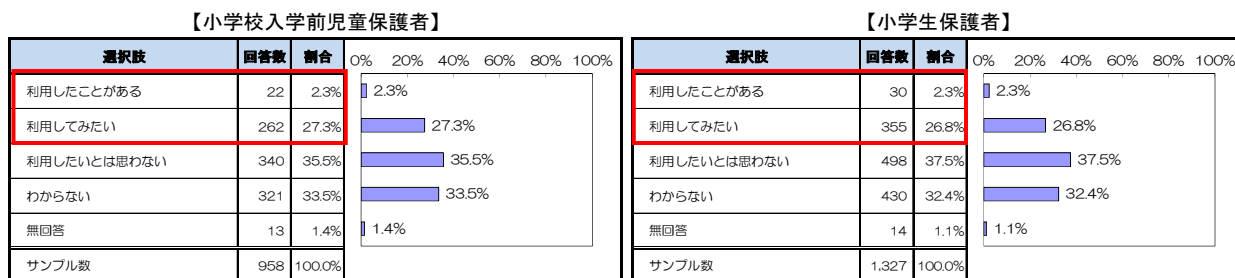
ア) 「学習支援事業」の利用意向

何らかの条件付きを含めた利用意向の割合は、小学校入学前児童保護者87.0%、小学生保護者87.5%となっています。



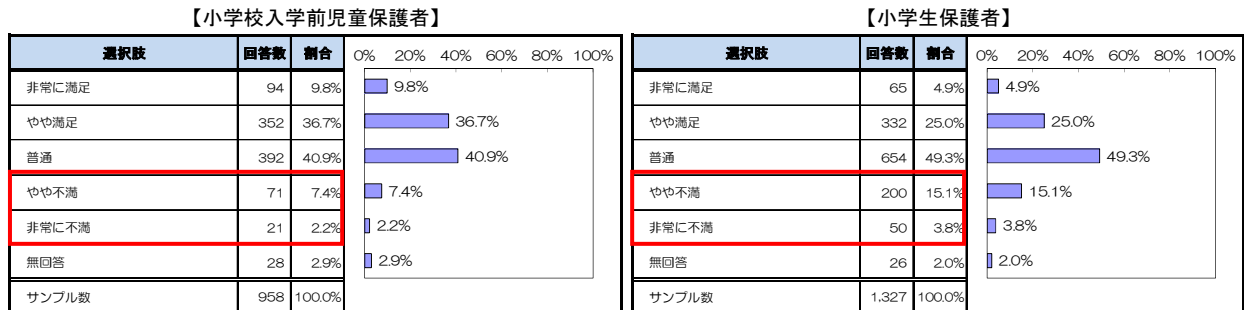
イ) 「子ども食堂」の利用意向

「利用したことがある」が小学校入学前児童保護者、小学生保護者ともに2.3%、「利用してみたい」が小学校入学前児童保護者27.3%、小学生保護者26.8%となっています。



⑩ 子育て環境や支援への満足度

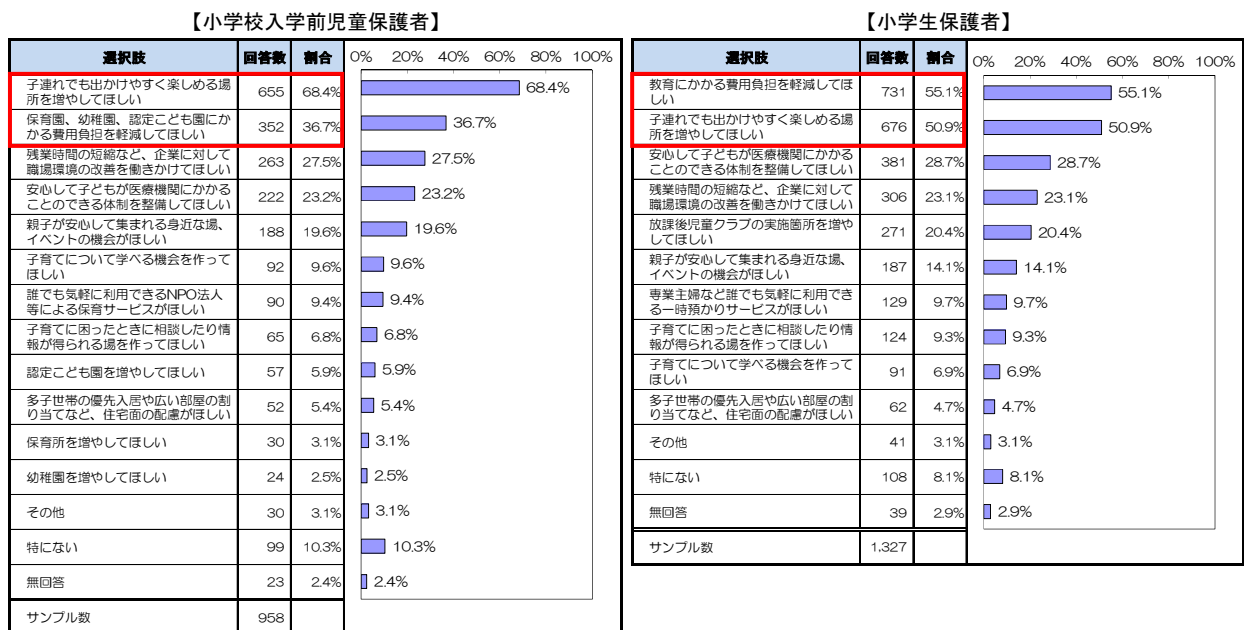
満足していない（「やや不満」と「非常に不満」の合計）割合は、小学校入学前児童保護者 9.6%、小学生保護者 18.9%となっています。



⑩ 充実を図ってほしい子育て支援策

小学校入学前児童保護者については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が68.4%で最も多く、次いで「保育園、幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい」が36.7%となっています。

小学生保護者については、「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が55.1%で最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が50.9%となっています。



6 教育・保育施設アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

令和元年6月に実施しました。

② 調査対象施設等

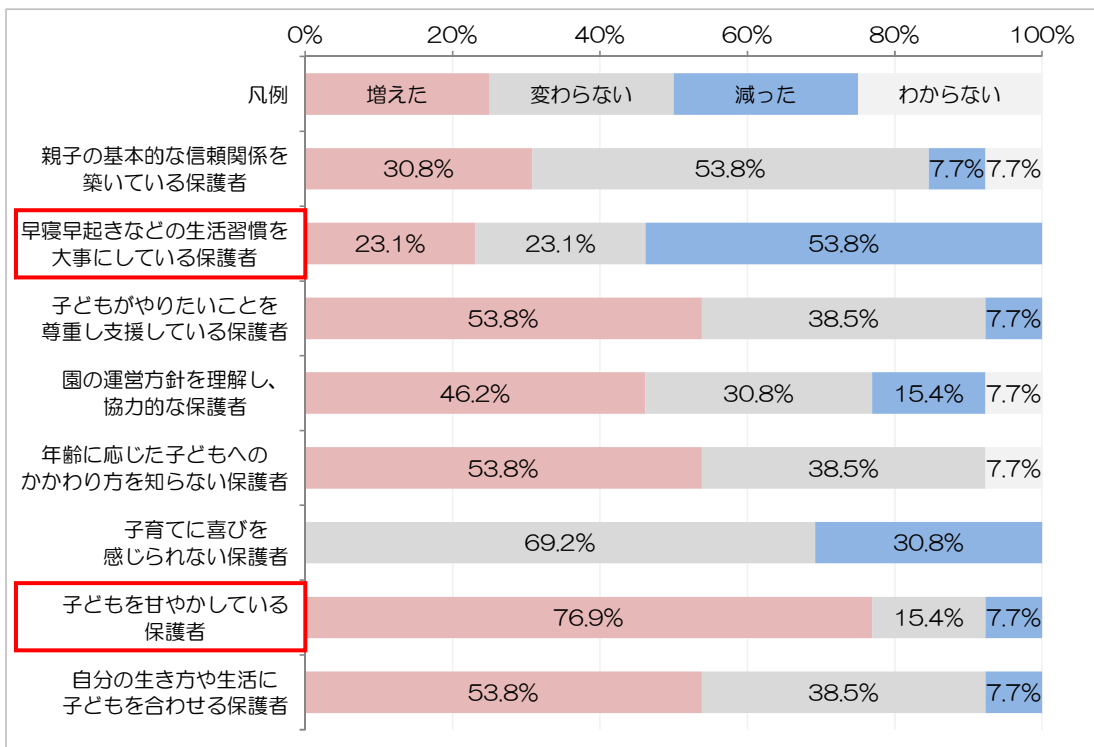
本町にある認定こども園、保育所を対象とし、直接配付・回収を行い13施設から回答がありました。

(2) 調査結果（抜粋）

① 最近10年間での保護者の変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「子どもを甘やかしている保護者」(76.9%)となっています。

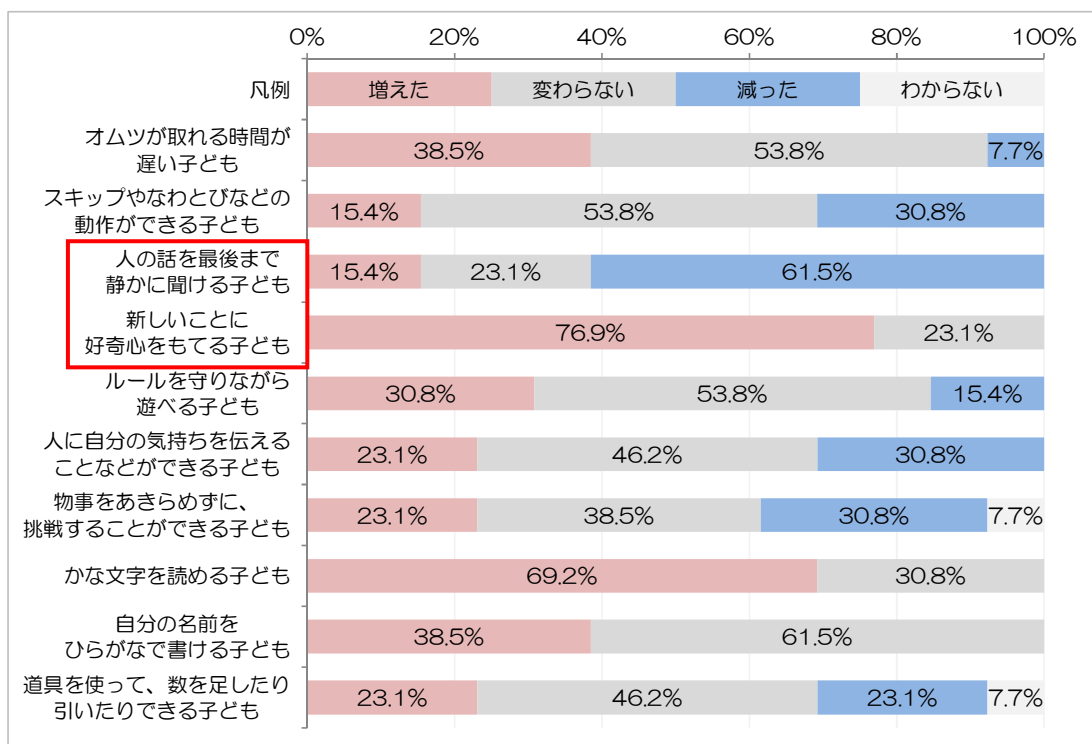
「減った」の割合が高い項目は、「早寝早起きなどの生活習慣を大事にしている保護者」(53.8%)となっています。



② 最近10年間での子どもの育ちの変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「新しいことに好奇心をもてる子ども」(76.9%) となっています。

「減った」の割合が高い項目は、「人の話を最後まで静かに聞ける子ども」(61.5%) となっています。



③ 幼児期に身に付けておくべき「生きる力」について

ア) 生活面

主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・衣服の着脱や後片付けできる子が少ない。 ・偏食・好き嫌が多い。 ・アレルギーの子が増えている。 ・離乳の時期、方法が適切でない。 ・決まった時間に起きられない。
<p>子どもが自分で出来ることを保護者が手伝ってしまうことがある。</p>
<p>規則正しい生活（早寝、早起き、朝ご飯）が出来ていない子どもが多いように感じる。</p>
<p>テレビ、動画、ゲーム等を観すぎて、寝る時間が遅くなっている</p>
<p>『生きる力』を損なうものとならないように、メディアの与え方を考慮していかなければならないのではないかと考えている。園では可能な限り、人と人とのコミュニケーションの充実を図っている。</p>
<p>汚れることに抵抗があり、素足になったり、泥んこ遊びを嫌がる子がいる。</p>

イ) 人とかかわる力

主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・元気なあいさつができる。 ・コミュニケーションがたくさんとれる。 ・友達とたくさん関わりながら遊べる。
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな感性。 ・自分の感情をうまくコントロールできる。 ・集団の中で友達と一緒に行動しながら、その中で相手に自分の気持ちを伝えることができる。
<p>子ども同士で衝突があっても、自分たちで解決できる力がついており、コミュニケーション能力が育っている。</p>
<p>年上の子が年下の子に対し、優しくお世話をする姿が多く見られると共に、年下の子が上の子に憧れを持ち、行動を真似たりしている。</p>
<p>自分の気持ちを言葉にして相手に伝えることがなかなか難しくなっているように思える。</p>
<p>人に譲ることが出来ず、また、友達の行っている行動が気に入らないため、暴言を吐いたり、叩いたりしてしまう子どもがいる。</p>
<p>約束事やルールを守れず、泣いたり暴れたりする子どもがいる。</p>

ウ) 学びに向かう力を付けるために大事なこと

主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・人の話をじっくりと聞ける。 ・何事に対しても意欲的に挑戦する。 ・物事に興味や関心をもち、意欲的に体を動かす。
<ul style="list-style-type: none"> ・色々なことに意欲的に取り組もうとする気持ち。 ・自分のことが分かり、伝える力。
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の興味・関心をもったことに進んで取り組む。 ・自分の考えを言葉で伝えたり、工夫して表現したりする。
自分たちが没頭できる時間、やりたいと思える気持ちの時間を提供できる環境をつくる。
子どもの好奇心を大切にする。
子どもの興味、関心があることに気づき、またそれを広げてあげる環境づくり。体験としての学び、知育としての学び。
子どもたちが物事に主体的に関われるような環境づくり。

④ 「家庭の教育力」を高めるために重要なこと

主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・早寝早起き、朝食の促進などを園便り等で発信する。 ・園内で定期的に外部講師もしくは、保育士による講演をする。 ・子育てについての相談会を随時行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの気持ちを理解してあげるように工夫する。 ・色々な経験に触れさせて豊かな感性を育む。 ・出来るようになったり、改善したら褒めてあげる。 ・子どもが興味を持っていることなどに気付いてあげる。 ・興味があることを伸ばしてあげられるよう、環境をサポートする。
子育て世代への経済的な支援とメンタルケアが重要。
保護者との信頼関係を持ち、保護者の気持ちに寄り添い共感していく。子育てに否定的な言葉よりも、保護者の頑張りを褒めて子育てを楽しんでもらえるようにする。
園が保有する知識や情報を伝え、保護者が子どもと多く関わりをもてるように支援する。
身の回りのことも含めて、何でも保護者が手を貸したり、すぐにしてあげたりするのではなく、子どもが自分でしようとするその過程を見守るとともに、環境を整えること。
親子一緒に経験し、考え、色々な事に取り組んでいくこと。
子どもがどのような事に興味、関心を持っているかということを知っていること。

7 子育て支援センター利用者アンケート調査結果にみる本町の状況

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

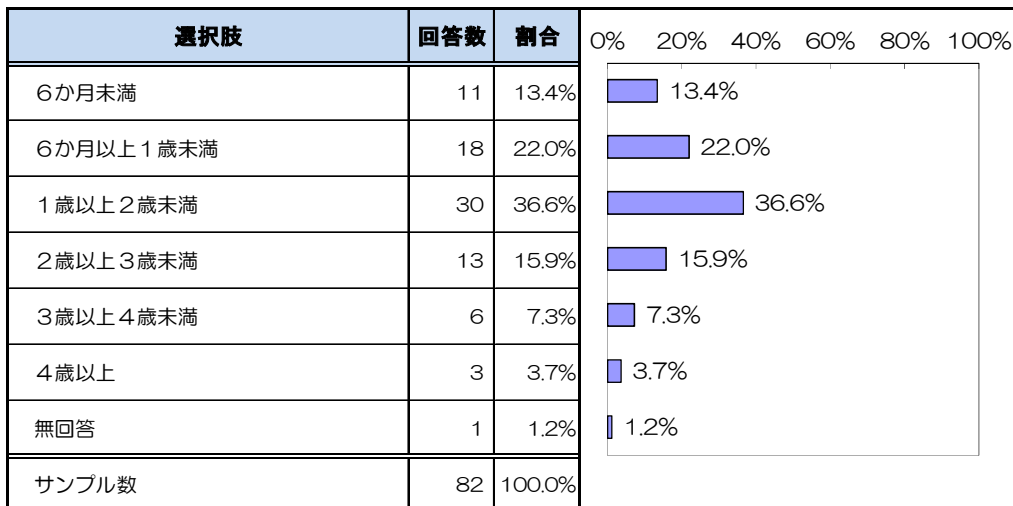
令和元年6月から7月まで実施しました。

② 調査対象者

上記調査実施期間に子育て支援センターを利用した保護者を対象に実施し82人から回答がありました。なお、回答者が重複しないように1世帯当たりの有効回答は1件のみとして実施しました。

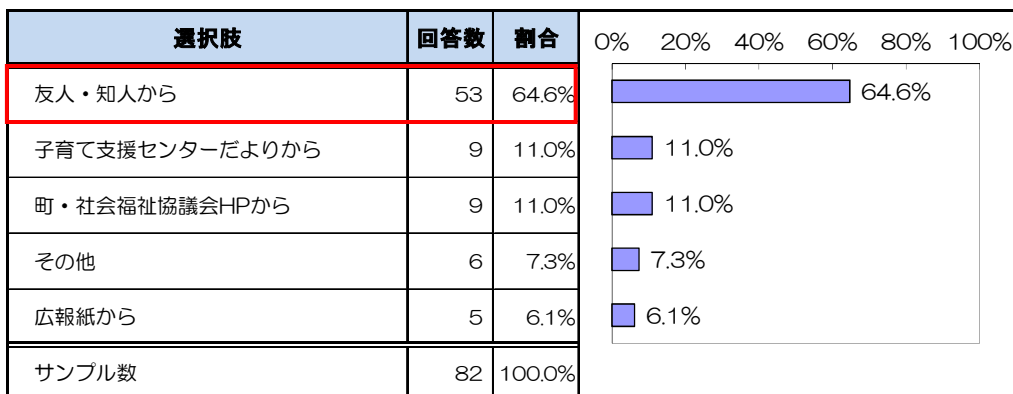
(2) 調査結果（抜粋）

① 来所したお子さんの年齢



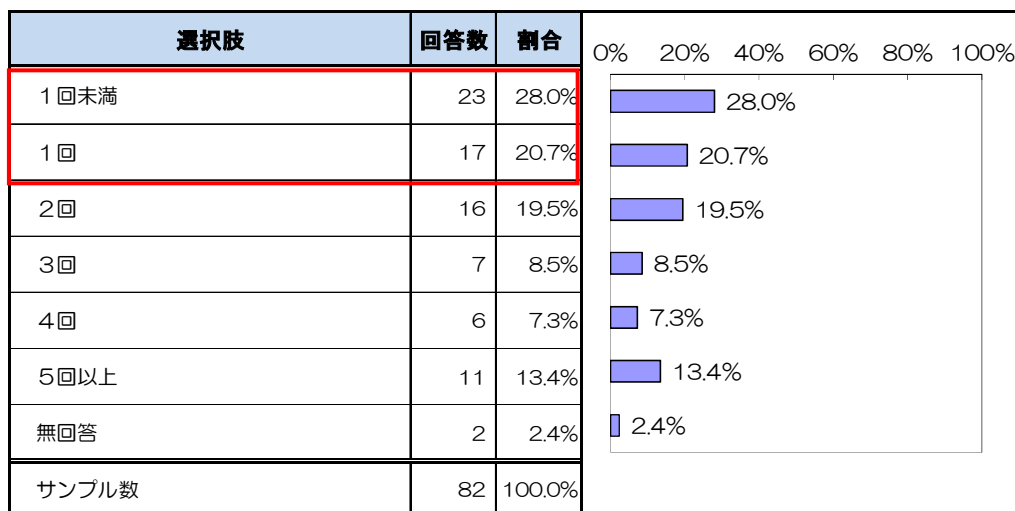
② センターのことを知った経緯

「友人・知人から」が最も多く64.6%となっています。



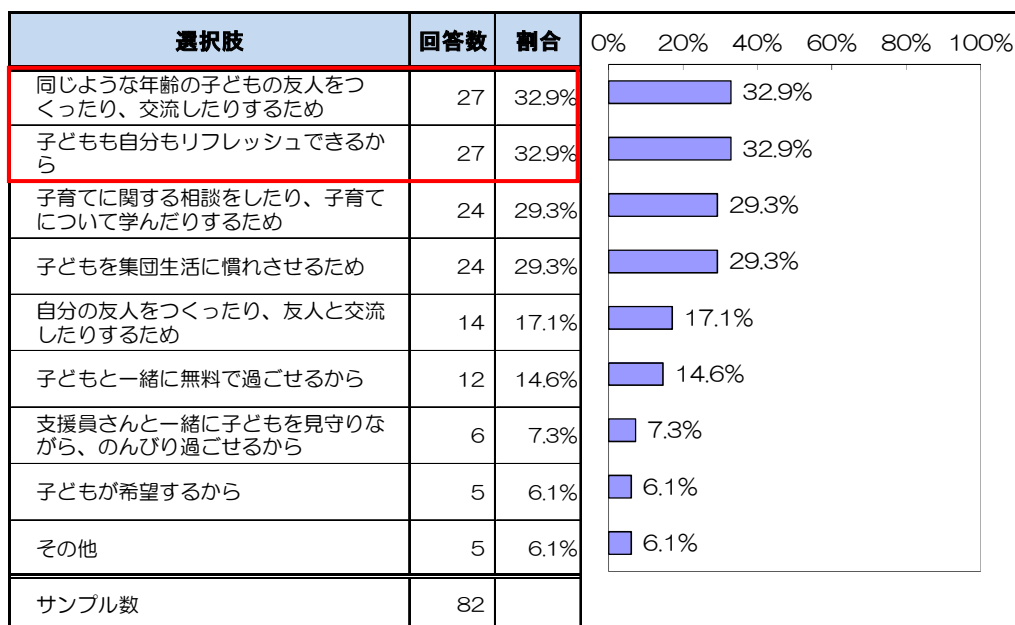
③ 月の利用回数

「1回未満」が28.0%、「1回」が20.7%等となっています。



④ センターを利用する理由（複数回答）

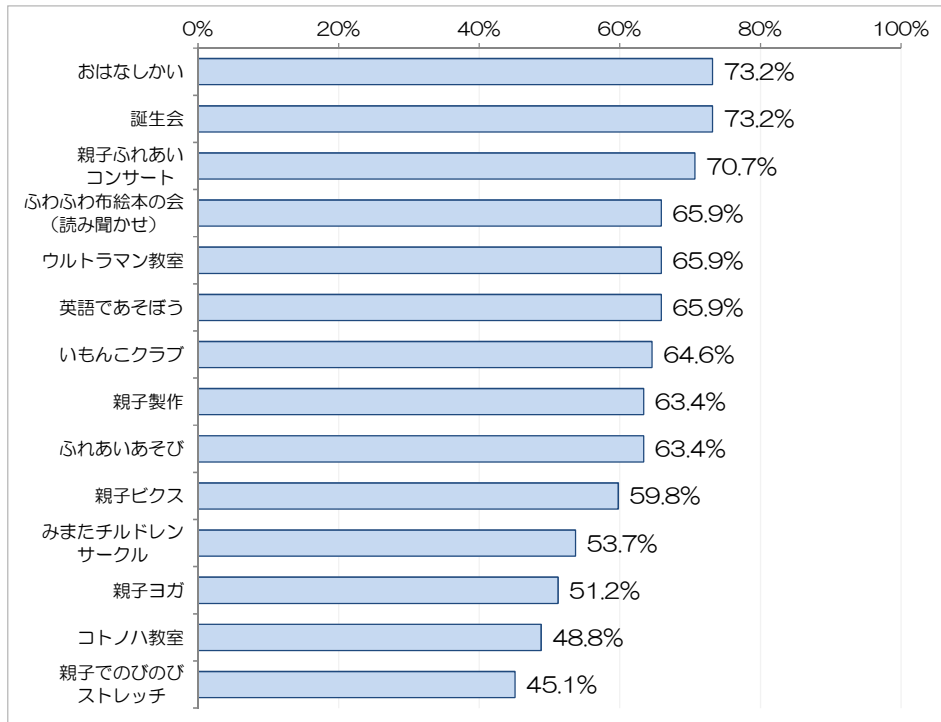
「同じような年齢の子どもの友人をつくったり、交流するため」、「子どもも自分もリフレッシュできるから」が32.9%となっています。



⑤ 催し物の認知度、利用経験、利用意向

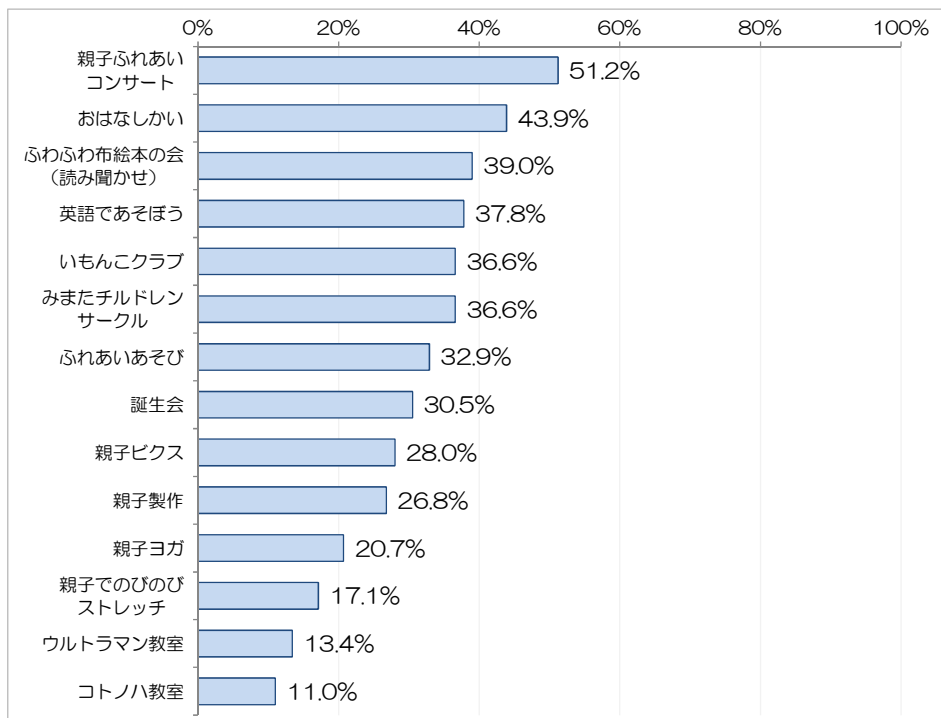
ア) 認知度

「おはなしかい」、「誕生会」が73.2%、「親子ふれあいコンサート」が70.7%等となっています。



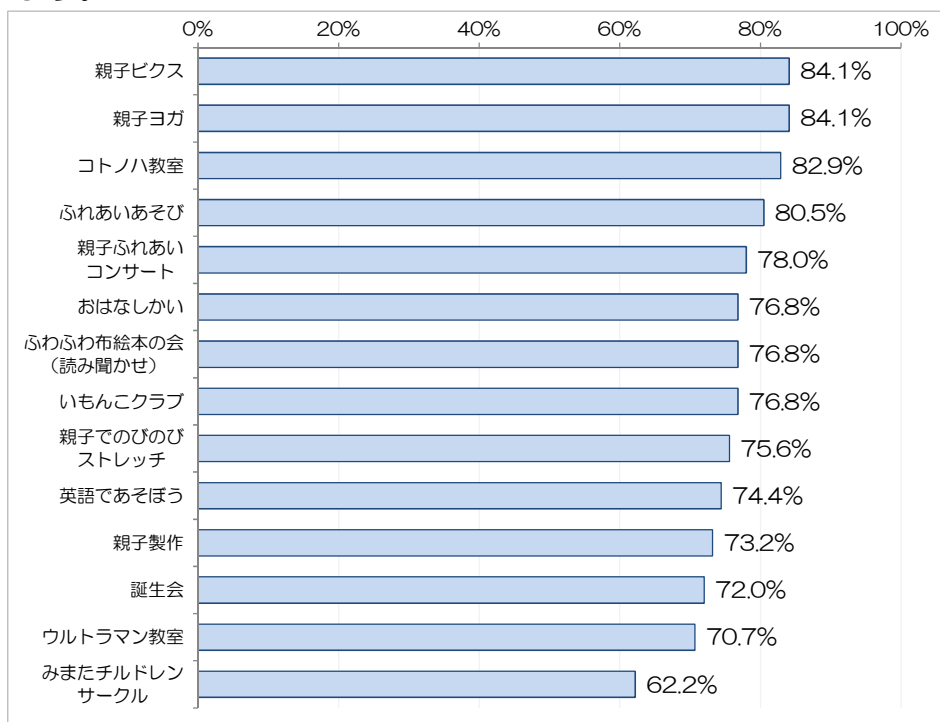
イ) 利用経験

「親子ふれあいコンサート」が51.2%、「おはなしかい」が43.9%等となっています。



ウ) 利用意向

「親子ピクス」、「親子ヨガ」が84.1%、「コトノハ教室」が82.9%等となっています。



※みまたチルドレンサークル：対象児は1歳未満（ベビーマッサージ）

⑥ センターの設備やサービス（支援）について（自由意見）

主な意見
お昼ごはんやおやつを食べることが出来る場所をつくってほしい。
午前中にあるイベントに興味があるが、子どもが寝ていることが多い時間帯でなかなか行くことが出来ない。午前と午後と交互にでもあるとさまざまなイベントに参加できるので嬉しい。パネルシアターやリズム遊びに参加してとても楽しかったです。ただし1歳の子どもには時間が長くてもたないかもしれません。
もう少し広いスペースになるとうれしい。
支援センターを利用する際は先生方や見守りの方が優しく接して下さるので安心できます。このままずっと地域の子育て世代の支えの場となってほしい。
1人目の子どもの時から利用させていただいていますが、センターで遊ぶと子どもも楽しそうですし、家で遊ぶより他のお子さんと触れ合えて本当にいいと思う。
支援センターの利用日、時間が以前より増えてありがたい。
開園している時間帯もちょうどよく、今後も利用していきたい。
自由に参加でき、利用しやすい。
毎回親もリフレッシュし、子どもも楽しんでいきます。

第3章 実施状況

1 量の見込み及び確保方策の状況<子ども・子育て支援事業計画>

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在）

年	項目	1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1、2歳児
平成 27 年度	計画	151人	660人	180人	394人
	実績	200人	614人	74人	403人
	差異（実績-計画）	49人	▲46人	▲106人	9人

年	項目	1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1、2歳児
平成 28 年度	計画	155人	673人	185人	405人
	実績	260人	616人	70人	418人
	差異（実績-計画）	105人	▲57人	▲115人	13人

年	項目	1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1、2歳児
平成 29 年度	計画	161人	686人	190人	410人
	実績	300人	622人	85人	442人
	差異（実績-計画）	139人	▲64人	▲105人	32人

年	項目	1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1、2歳児
平成 30 年度	計画	158人	698人	195人	415人
	実績	286人	626人	68人	440人
	差異（実績-計画）	128人	▲72人	▲127人	25人

年	項目	1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳児	1、2歳児
平成 31 年度	計画	163人	710人	200人	420人
	実績	252人	644人	75人	424人
	差異（実績-計画）	89人	▲66人	▲125人	4人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※各事業の概要については、本計画書94頁から99頁まで記載しています。

① 地域子育て支援拠点事業

延べ人数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	5,000 人日	5,200 人日	5,300 人日	5,400 人日
実 績	6,277 人日	5,943 人日	8,056 人日	5,860 人日
差異（実績-計画）	1,277 人日	743 人日	2,756 人日	460 人日

② 一時預かり事業（在園児対象型）

延べ人数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	58,364 人日	60,049 人日	62,295 人日	61,408 人日
実 績	10,773 人日	24,369 人日	32,716 人日	35,229 人日
差異（実績-計画）	▲47,591 人日	▲35,680 人日	▲29,579 人日	▲26,179 人日

③ 病児保育事業（病後児含む）

延べ人数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	2,969 人日	3,056 人日	3,144 人日	3,146 人日
実 績	463 人日	455 人日	408 人日	365 人日
差異（実績-計画）	▲2,506 人日	▲2,601 人日	▲2,736 人日	▲2,781 人日

④ 子育て援助活動支援事業

延べ人数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	110 人日	114 人日	121 人日	131 人日
実 績	193 人日	160 人日	229 人日	465 人日
差異（実績-計画）	83 人日	46 人日	108 人日	324 人日

⑤ 妊婦に対する健康診査

人数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	292 人	298 人	304 人	310 人
実 績	257 人	238 人	253 人	231 人
差異（実績-計画）	▲35 人	▲60 人	▲51 人	▲79 人

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

人数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	288人	292人	298人	304人
実 績	259人	208人	248人	261人
差異（実績-計画）	▲29人	▲84人	▲50人	▲43人

⑦ 利用者支援事業

実施箇所数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	0力所	0力所	0力所	0力所
実 績	0力所	0力所	0力所	0力所

⑧ 養育支援訪問事業

人数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	0人	0人	0人	0人
実 績	0人	0人	0人	0人

⑨ 延長保育事業

実施箇所数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	11力所	11力所	11力所	11力所
実 績	13力所	14力所	15力所	15力所

⑩ 放課後児童健全育成事業

ア) 低学年

実施箇所数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	12力所	12力所	12力所	12力所
実 績	12力所	12力所	11力所	11力所

イ) 高学年

実施箇所数	平成27年度	28年度	29年度	30年度
計 画	1力所	1力所	1力所	1力所
実 績	1力所	1力所	2力所	2力所

2 重点施策ごとの主な事業・取組の実施状況<第2期次世代育成支援行動計画（前期計画）>

（1）地域における子育ての支援

【基本施策】

- ① 地域における子育てサービスの充実
- ② 保育サービスの充実
- ③ 子育て支援のネットワークづくり
- ④ 児童の健全育成
- ⑤ 保育所（園）及び児童館等の施設設備の充実

【主な事業・取組の実施状況】

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）				
事業概要	保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的に子どもを養育することができなくなったときに児童養護施設で子どもを預かり、子育て支援を行う事業です。平成30年度に事業を開始しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
利用人数	—	—	—	0人
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）				
事業概要	子育てを手助けしてほしい人<おねがい会員>と子育ての援助を行いたい人<まかせて会員>とが加入し、地域の中で育児・子育てを支えあえる相互扶助の組織です。日々の暮らしに密着した事業として、会員数・活動件数が増えました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
おねがい会員	246人	261人	294人	304人
まかせて会員	61人	63人	64人	61人
どっちも会員	31人	39人	42人	46人
活動件数	193件	160件	229件	465件
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）				
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、児童館、学校や専用施設等で、適切な遊び・生活の場を与え健全な育成を目的として実施しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
登録人数（平均）	408人	435人	467人	512人
支援単位数	12支援	12支援	13支援	13支援

病児・病後児保育事業				
事業概要	集団での保育を行えない病氣中や病後の児童に対して一時的な保育を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
延べ利用人数	463人	455人	408人	365人

一般型一時預かり事業				
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり必要な保育を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
延べ利用人数	879人	814人	1,198人	1,184人

幼稚園型一時預かり事業				
事業概要	幼稚園または認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間前後等に当該園において一時的に保育を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
延べ利用人数	10,773人	24,369人	32,716人	35,229人

幼稚園就園奨励費補助金				
事業概要	幼稚園教育の充実と保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成額	4,656,000円	4,619,000円	1,707,000円	853,000円

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）				
事業概要	子育て家庭の支援活動の企画や枠組みの整備を担う職員を配置し育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援を実施しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
大人延べ利用人数	2,749人	2,672人	3,524人	2,613人
子ども延べ利用人数	3,528人	3,271人	4,532人	3,247人

延長保育事業				
事業概要	保育認定を受けた児童を、通常の利用日の利用時間帯以外において引き続き保育を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
延べ利用人数	262人	294人	603人	621人

ファミリー・サポート・センター利用料助成事業				
事業概要	利用料の一部助成を行い保護者の負担軽減を図るとともに、気軽に利用できることで支援を受ける側と支援をする側双方が、世代に応じた相互扶助に参加できる体制構築を目指しています。日々の暮らしに密着した事業として、活動時間数が増えました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
活動時間	—	175.5 時間	267.0 時間	599.0 時間
助成額	—	35,100 円	53,400 円	119,800 円

子育てマップ・子育てガイドブック作成事業				
事業概要	子育てに関係する課、係、団体に配布し、随時窓口等に置いたり、相談があった際に配布を行いました。制度の変更があった際は適宜見直すほか、内容の充実を目指し更新を行いました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
作成部数	0 部	1,000 部	1,000 部	0 部

児童館運営事業				
事業概要	子どもに健全な遊びと生活の場を提供し心身の健康増進と情操を豊かにすることを目的に、拠点施設として児童館を運営しました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
箇所数	10 力所	10 力所	8 力所	8 力所
延べ人数	75,828 人	77,006 人	63,454 人	69,078 人

児童手当事業				
事業概要	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的に、中学3年生までの児童の養育者に手当を支給しました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
延べ支給人数	48,580 人	48,752 人	49,534 人	49,924 人
支給額	555,335,000 円	556,640,000 円	564,220,000 円	567,130,000 円

子ども医療費助成事業				
事業概要	乳幼児及び小学生の外来・入院に係る医療費及び中学生の入院に係る医療費について自己負担額に対する助成を行いました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
延べ助成件数	41,044 件	42,739 件	39,968 件	42,955 件
助成額	68,173,785 円	72,049,318 円	66,684,503 円	70,470,919 円

コミュニティバス（くいまーる）運賃減免事業				
事業概要	保護者同伴で乗車したときの未就学児の運賃免除や、同一世帯で同期間フリーパス券を購入する2人目以降の者の半額減免を行い、保護者の負担軽減を図りました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成件数	8件	9件	10件	10件

(2) 母性並びに乳児、幼児等の健康の確保及び増進

【基本施策】
① 妊娠出産に関する安全性と子どもの健やかな発達の促進及び育児不安の軽減
② 「食育」の推進
③ 思春期保健対策の強化と健康教育の推進
④ 小児医療水準を維持向上させるための環境整備

【主な事業・取組の実施状況】

特定不妊治療費助成事業				
事業概要	体外受精または顕微授精による特定不妊治療費の助成を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成人数	10人	15人	16人	21人
延べ助成人数	13人	28人	27人	29人

妊娠期両親学級（パパママ教室）				
事業概要	快適なマタニティーライフを送るため、また、赤ちゃんの健やかな成長のために、パパ・ママの参加できる教室（パパの妊婦体験、パパの沐浴練習、おむつ交換等）を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
参加組数	19組	21組	17組	34組

妊婦健康診査事業				
事業概要	健やかな妊娠と安全な出産を迎えられるように、妊娠週数に応じて14回分の妊婦健診の費用を助成しました。同時に子宮がん検診費用の助成も行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成件数	2,991件	3,025件	3,271件	3,027件
助成額	21,366,200円	20,918,641円	22,603,110円	20,868,940円

新生児聴覚検査事業				
事業概要	先天的な聴覚障がいの有無を早期に発見する検査です。速やかに支援に結びつけ、乳幼児の心や言葉の発達を促す取組を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成件数	—	—	—	243件
助成額	—	—	—	1,211,300円

出生祝品プレゼント事業				
事業概要	生後3か月頃の全出生児に対し、母子保健推進員が家庭訪問し、出生祝品や予防接種パンフレット等を届けています。出生祝品の配付を通して、子育てに関する不安や悩みの聞き取りを行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
配付件数	88件	251件	246件	253件

母子保健推進員活動事業				
事業概要	子育てに関するさまざまな不安や悩みを抱えた家庭が、地域とつながりを持てるような活動を行っています。平成30年度は14人の母子保健推進員が活動しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
活動件数	1,375件	1,300件	1,222件	1,210件

新生児・妊産婦訪問指導事業（乳幼児全戸訪問事業）				
事業概要	全ての生後1～3か月児と産婦を対象に、助産師や保健師が赤ちゃんの体重測定や授乳のアドバイス等を行うため新生児訪問を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
訪問人数	259人	208人	248人	261人

乳幼児健診（集団）事業				
事業概要	身長体重測定、保健師・助産師の問診、内科診察（2歳6か月児を除く）、歯科診察等を行いました。			

母乳育児相談事業（おっぱい相談）				
事業概要	乳児健診（集団）のメニューとして、希望者に対して助産師によるおっぱい相談を実施しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
延べ利用人数	116人	68人	101人	65人

乳児健診				
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
受診人数	423 人	391 人	389 人	398 人
受診率	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
1 歳 6 か月児内科健診				
受診人数	273 人	254 人	260 人	242 人
受診率	92.9%	90.7%	92.5%	93.4%
1 歳 6 か月児歯科健診				
平均むし歯数	0.07 本/人	0.08 本/人	0.03 本/人	0 本/人
むし歯有病者率	2.20%	2.76%	1.15%	0.00%
2 歳 6 か月児歯科健診				
受診人数	234 人	250 人	256 人	259 人
受診率	80.4%	85.6%	86.2%	89.0%
平均むし歯数	0.39 本/人	0.27 本/人	0.22 本/人	0.25 本/人
むし歯有病者率	12.8%	8.8%	7.8%	7.6%
3 歳児内科健診				
受診人数	292 人	253 人	293 人	294 人
受診率	91.5%	92.0%	92.7%	98.3%
3 歳児歯科健診				
平均むし歯数	0.96 本/人	1.28 本/人	1.03 本/人	0.71 本/人
むし歯有病者率	28.8%	29.2%	21.8%	21.5%
乳児健診（個別）事業				
事業概要	母子手帳の交付に合わせて、小児科医院等で健診が受けられるように、健康診査の費用 2 回分を助成しました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
助成件数	456 件	410 件	430 件	447 件
助成額	2,608,320 円	2,459,600 円	2,526,250 円	2,626,125 円

生後4か月児育児教室事業（すくすく教室）				
事業概要	図書館司書による絵本の読み聞かせのほか、事故予防や離乳食の講話、乳児体験を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数	12回	12回	12回	12回
参加組数	163組	165組	163組	172組

ことば個別相談事業				
事業概要	言語聴覚士による「ことばの個別相談」を幼児健診にあわせて実施しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
延べ利用人数	110人	109人	140人	150人

心理個別相談事業				
事業概要	臨床心理士による「こころの相談」を幼児健診にあわせて実施しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
延べ利用人数	61人	69人	98人	69人

健診フォロー親子教室事業（ほのぼの親子教室）				
事業概要	幼児健診等で児の発達や子育ての不安等で経過観察が必要なとき、親子で楽しく遊びながら、子どもの健やかな心身の成長を促し、保護者の育児不安を軽減できるよう親子教室を開催しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
参加人数	68人	50人	61人	90人
延べ参加人数	147人	96人	127人	142人

都城市こども発達センター利用事業				
事業概要	発達障がいの診断や療育相談を行うため、都城市が設置している「こども発達センター きらきら」を三股町の幼児が利用できるよう運営費の負担を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
利用人数	86人	136人	169人	215人
全利用者中割合	12.63%	17.39%	19.38%	23.76%
負担額	1,277,645円	1,962,628円	2,316,653円	5,671,951円

離乳食教室事業（もぐもぐ教室）				
事業概要	離乳食の進め方の話や離乳食の試食を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数	12回	6回	6回	6回
参加人数	158人	72人	56人	84人

年長児食育講座事業				
事業概要	認定こども園、保育所の年長児を対象に、食の大切さ、自分で調理する楽しさを伝えることを目的とした料理教室を開催しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数	12回	12回	12回	10回
参加人数	240人	275人	306人	230人

未熟児養育医療費助成事業				
事業概要	身体の発育が未熟なまま生まれた乳児の入院医療費を助成しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成人数	12人	11人	12人	7人
延べ助成人数	29人	33人	27人	20人
助成額	2,320,150円	2,919,116円	1,921,629円	1,812,387円

小児医療の充実（夜間急病診療事業・医師確保）				
事業概要	夜間休日急患診療事業を都城広域事業として実施しました。また、圏域の地域医療・救急医療に欠かせない医師(小児科・産科)の確保について九州内の大学医学部等に訪問し必要な医師派遣の継続を依頼しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	44,926,000円	53,644,000円	56,874,000円	63,125,000円

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本施策】

- ① 次代の親の育成
- ② 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【主な事業・取組の実施状況】

教育研究所				
事業概要	「文教みまた」の歴史と伝統を大切に、教育に関する専門的、技術的事項の研究を目的に平成元年に開設。毎年10人の教員を所員とし1年間の研究活動を行いました。また、小中学校の職員研修を行うことも目的としています。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
指導者数	1人	1人	1人	1人
所員数	10人	10人	10人	10人
放課後学習会事業				
事業概要	学習塾に通っていない児童を対象として、週1回1時間の学習会を開催しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
参加人数	—	—	—	44人
「総合的な学習の時間」の実施				
事業概要	学校の授業の一環として、地域住民の講話やさまざまな体験活動等を通じ、地域に根ざした学習を取り入れました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	—	41,000円	46,000円	35,000円
適応指導教室事業（サンライトルーム）				
事業概要	不登校の児童・生徒を対象に、学校に復帰することを目的に、家庭・学校・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の心の居場所として開設しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
利用人数	6人	6人	6人	7人

小・中学校学校評議員制度				
事業概要	各校5人程度の評議員を委嘱し、年2回程度の会議を開催しています。学校運営に関し、保護者や地域社会の意向を把握・反映することで、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
延べ委嘱人数	35人	35人	35人	35人
会議回数	14回	14回	14回	14回

各学校家庭教育学級・町家庭教育学級運営協議会				
事業概要	全学校で家庭教育学級に取り組みました。家庭の意義や機能、教育的役割について保護者の認識を高め、親としての自覚も深まることで子どもの健全育成を目指しています。協議会は各学校家庭教育学級の運営充実を目指し、各学級の支援や合同研修会を開催しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
実施校数	7校	7校	7校	7校
助成額	319,000円	308,849円	308,975円	309,000円

子どもの明るい未来創造事業（放課後子ども教室推進事業を含む）				
事業概要	地域住民や関係団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりを進め、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
事業費	869,680円	2,505,000円	5,169,961円	5,306,299円

PTA協議会				
事業概要	協議会は各単位（学校）PTA間の連絡調整を深めるとともに、子どもの健全育成を目指し、県や九州研究大会等への参加、教育問題懇話会の開催のほか、文教みまたフェスティバルでの事例発表等を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
実施校数	7校	7校	7校	7校
助成額	400,000円	388,000円	388,000円	388,000円

子ども会育成連絡協議会				
事業概要	町内の各単位子ども会が所属し、単位会の枠を超えた活動を通して子どもたちの健全育成を図っています。主な活動として宿泊学習や交流会のほか、会員へのレクリエーション指導を担うジュニアリーダーの育成も行いました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施単位数	29 力所	29 力所	29 力所	29 力所
助成額	512,000 円	496,000 円	496,000 円	496,000 円

コミュニティバス（くいまーる）通学支援便運行事業				
事業概要	中学生の通学時間に合わせ「通学支援便」を町内全域で運行しました。（長田・梶山コース、樺山・宮村・植木コース、田上・蓼池コース）			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
延べ利用人数	6,185 人	7,659 人	5,819 人	7,564 人

青少年指導員連絡協議会による指導活動				
事業概要	青少年指導員が三股交番と合同で町内を巡回、パトロールを行いました。青少年の非行防止等、健全育成を推進しています。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回

冬の青少年を伸ばす運動キャンペーン				
事業概要	青少年指導員が三股交番と合同で町内を巡回し、大型スーパーの店舗前（4 力所）で非行防止を広く呼びかける街頭キャンペーンを実施しました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

【基本施策】				
① 良質な住宅の確保				
② 良好な居住環境の確保				
③ 安全な道路交通環境の整備				
④ 安心して外出できる環境の整備				
⑤ 安全・安心なまちづくりの推進				

【主な事業・取組の実施状況】

町営住宅優先募集事業				
事業概要	塚原団地で小学生以下のいる世帯の優先入居を行いました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施世帯数	4 世帯	2 世帯	8 世帯	8 世帯

子どもが安全・安心に通行できる道路環境の整備				
事業概要	通学路の歩道整備、外側線・グリーンベルトの整備等を実施しました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施箇所数	2 力所	5 力所	4 力所	11 力所

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

【基本施策】				
① 多様な働き方の実現				
② 仕事と子育ての両立の推進				

【主な事業・取組の実施状況】

まち・ひと・しごと情報交流センター事業				
事業概要	「子育て世代の新しい働き方の創出」を目的とし、コワーキングスペース機能を持ち、時間や場所にとらわれない「テレワーク」の推進等、多様な働き方を支援する拠点として、セミナー開催等を行いました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
延べ利用人数	—	10 人	185 人	119 人

(6) 子ども等の安全の確保

【基本施策】

- ① 子ども交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもの保護の推進

【主な事業・取組の実施状況】

交通指導員街頭指導				
事業概要	主に交通安全運動期間中、交通指導員が通学路で街頭指導を行いました。			
防犯灯の設置				
事業概要	通学路等に防犯灯の設置を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
設置数	25基	20基	17基	18基
少年補導員巡回（県警委嘱）				
事業概要	町内の青少年補導員が犯罪防止のための防犯パトロールを行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数	12回	12回	12回	12回
（民間事業）ランドセルカバー・防犯ブザー配布事業				
事業概要	民間企業の協力により、新1年生全員にランドセルカバー・防犯ブザーを配布しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
対象児童数	299人	305人	303人	335人
通学路交通安全プログラム事業				
事業概要	通学路の安全確保に必要な取組を進めるため、関係機関が連携できる体制を構築の上、平成26年10月に「通学路交通安全プログラム」を策定しました。計画的な対策を目指しています。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
点検箇所数	12カ所	10カ所	17カ所	3カ所
要対策箇所数	7カ所	5カ所	2カ所	0カ所
対策不要箇所数	5カ所	5カ所	12カ所	3カ所

(7) 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の推進

【基本施策】
① 児童虐待防止対策の充実
② ひとり親家庭等の自立支援の推進
③ 障がい児施策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

子どもに関する相談業務				
事業概要	虐待を含め児童及び家庭に関する相談を一義的に福祉課で受け、福祉サービス等の公的支援につなぐほか、関係機関との連携・調整を行いました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
相談世帯数	23 世帯	15 世帯	16 世帯	12 世帯
相談人数	54 人	22 人	27 人	18 人

女性相談所				
事業概要	DV被害を含む女性のあらゆる相談を受け付けています。関係機関と連携し相談者への情報提供や助言を行いました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
相談人数	4 人	3 人	2 人	2 人

要保護児童等対策地域協議会				
事業概要	虐待を受けている子どもをはじめ、要保護の状態にある児童の早期発見と適切な保護・支援を図るため、当該児童や保護者に係る情報及び事例の考え方を関係機関で共有し、適切な連携体制の下で対応することを目的に設置されている機関です。一層の機能向上を図るため、平成 30 年度に会議の種別や頻度について見直しを行いました。			
実績	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
代表者級会議	1 回	1 回	1 回	1 回
実務者級会議	11 回	9 回	10 回	6 回
個別ケース会議	3 回	9 回	8 回	4 回

虐待の通告及び相談への対応				
事業概要	虐待に関する通告及び相談があった際は、児童及び家庭に関する情報収集ならびに家庭訪問をはじめとする現状確認等を行い、要保護児童等対策協議会事務局にて受理会議の上、適切な対応を遅滞なく進めました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
虐待受理世帯数	4世帯	4世帯	4世帯	2世帯

児童扶養手当事業				
事業概要	離婚・死亡等の理由で父親または母親がいない児童や、父親または母親が中程度の障がいの状態にある児童が、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を育てている人に手当を支給しました。（支給実務は県による）			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
支給件数	444件	426件	439件	430件

母子及び父子家庭医療費助成制度				
事業概要	母子及び父子の健康維持と生活の安定に寄与し、母子及び父子家庭の福祉向上を目的として母子及び父子家庭に医療費の一部を助成しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成件数	3,138件	3,478件	3,427件	3,254件
助成額	16,850,176円	16,649,388円	15,054,520円	13,605,948円

保育料の寡婦（夫）控除のみなし適用				
事業概要	認定こども園、保育所等の保育料について、婚姻歴のないひとり親世帯を対象に、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を開始しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
適用人数	—	—	—	2人

ひとり親家庭等日常生活支援事業				
事業概要	病気等で日常生活を営むのに支障がある場合や、出張・冠婚葬祭・仕事で疾病等の子どもの面倒を見ることができない場合等に、家庭生活支援員による一時的な生活援助や保育サービス等を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
支援件数	—	14件	14件	21件
支援時間	—	83時間	58時間	71時間

生活つなぎ資金貸付制度				
事業概要	母子・寡婦福祉会が実施主体となり、ひとり親家庭で臨時的な資金が必要なとき、3～5カ月を限度とする無利子の貸し付けを行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
延べ貸付件数	3件	6件	5件	6件

母子福祉強化推進事業				
事業概要	県母子寡婦連合会主催で、母子世帯を対象に介護や医療事務等の技能講習会を実施しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
実施回数	3回	2回	2回	3回

寡婦家庭医療費助成制度				
事業概要	寡婦家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成件数	60件	56件	81件	79件
助成額	604,866円	812,612円	1,009,974円	723,025円

障がい児保育事業				
事業概要	保育の必要性のある障がい児で、保育所等で行う保育が可能で、日々通所できる児童については混合保育を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
対象人数	14人	10人	16人	20人

特別児童扶養手当事業				
事業概要	在宅で20歳未満の中重度以上の障がい児を監護している保護者に手当を支給しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
支給人数	65人	61人	61人	57人

障害児福祉手当事業				
事業概要	20歳未満で常時介護が必要で施設に入所していない人に手当を支給しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
支給人数	17人	16人	16人	18人

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業				
事業概要	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入、修理費用等に対する助成を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成人数	0人	0人	3人	3人
助成額	0円	0円	191,086円	121,967円

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業				
事業概要	在宅の小児慢性特定疾病児童で、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない人に対して、日常生活用具の給付を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
給付人数	0人	2人	3人	0人
給付額	0円	108,320円	108,340円	0円

日常生活用具給付事業				
事業概要	在宅の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい者等に対して、日常生活用具の給付を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
給付児童数	22人	24人	21人	19人
給付額	781,800円	498,346円	781,802円	781,803円

育成医療（自立支援医療）助成事業				
事業概要	身体に障がいのある児童または現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童に対して、障がいを軽減、改善するための医療費の一部を所得に応じて助成しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
助成額	1,170,730円	810,836円	1,119,806円	495,719円

重度心身障害者医療費助成事業				
事業概要	重度の障がいのある児童を含む、重度心身障がい者の保健の向上に寄与し、重度心身障がい者の福祉を図ることを目的として、医療費の一部を助成しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
対象児童数 (20歳未満)	21人	20人	17人	15人
助成件数	329件	379件	401件	397件
助成額	853,333円	955,892円	958,080円	990,770円

補装具給付事業				
事業概要	身体に障がいのある児童の能力を最大限まで回復・向上させ、将来社会人として独立自活するための素地を成長・助長すること等を目的として、補装具の給付を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
給付件数(児童)	13件	20件	12件	12件
給付額	2,049,512円	4,346,220円	1,953,448円	2,455,351円

児童通所支援事業				
事業概要	障がいのある児童が児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応等の発達支援を受けやすくするために助成を行うほか、支援員が学校や保育所等を訪れ当該児童の支援について助言を行う等しました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
対象児童数	72人	87人	114人	139人
給付額	60,233,621円	86,365,296円	117,732,137円	150,755,713円

療育等援助事業				
事業概要	社会福祉法人に対し都城市と療育等援助事業を委託し、本町利用児数に応じた委託料を負担しています。障がい児の成長発達のため専門職と協議等を行い、特性に合わせた対応及び支援を行いました。			
実績	平成27年度	28年度	29年度	30年度
利用人数	—	22人	27人	35人

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

あたたかく活力があふれ、
「生きるよろこび」と「子育ての楽しさ」を実感できるまち

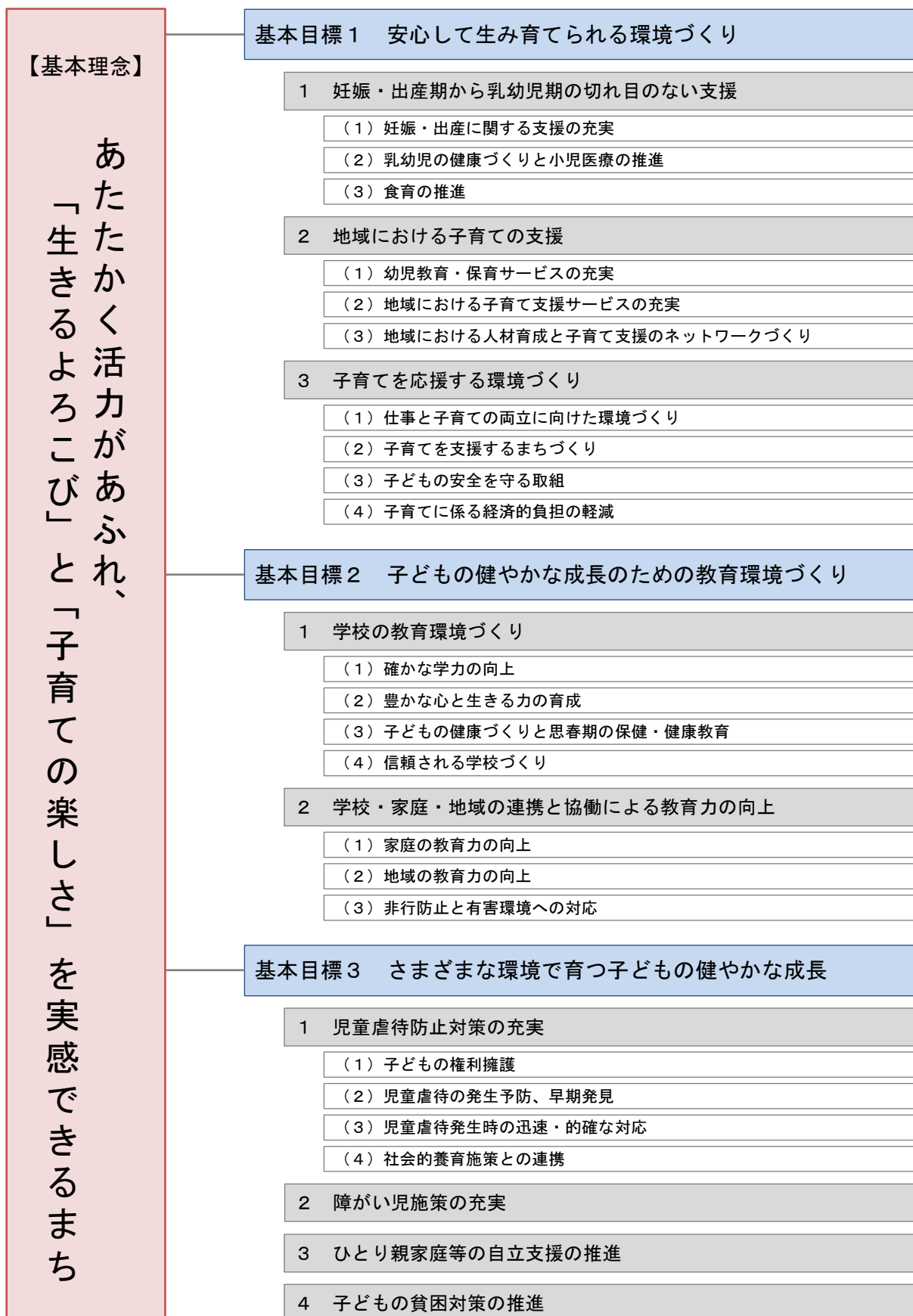
2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 子どもの健やかな成長のための教育環境づくり
- 3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

3 施策の体系



第5章 基本目標ごとの取組

基本目標 1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、心身の発達にとって重要な乳幼児期を、子ども自身が安全に安心して過ごすことができる環境が重要です。

子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の提供体制の確保や、多様な保育サービスの充実、企業における子育てに配慮した多様な働き方の促進等、社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

1 妊娠・出産期から乳幼児期の切れ目のない支援

母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供等、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。

また、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

(1) 妊娠・出産に関する支援の充実

① 不妊治療費の助成

子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊治療費への助成を継続します。

② 妊産婦に対する支援の充実

必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、全ての家庭を訪問する等、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問等において、支援が必要な母親を把握し、保健師等による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進委員等と連携し、きめ細かな支援を行います。

③ 情報提供の充実

ホームページや広報紙、子育て支援マップ等を活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査等、さまざまな機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
特定不妊治療費助成事業	体外受精または顕微授精による特定不妊治療費の助成を行っています。	町民保健課 健康推進係
妊娠期両親学級（パパママ教室）	快適なマタニティーライフを送るため、また、赤ちゃんの健やかな成長のため、パパ・ママの参加できる教室（パパの妊婦体験、パパの沐浴練習、おむつ交換等）を行っています。	
妊婦健康診査事業	健やかな妊娠と安全な出産を迎えられるように、妊娠週数に応じて14回分の妊婦健診の費用を助成しています。同時に子宮がん検診費用の助成も行っています。	
産婦健康診査事業	産後2週間や1か月等、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成します。[令和2年度開始を予定]	
新生児聴覚検査事業	先天的な聴覚障がいの有無を早期に発見し、速やかに支援に結びつけ、乳幼児の心や言葉の発達を促すため検査費用の助成を行っています。	
出生祝品プレゼント事業	生後3か月頃の全出生児に対し、母子保健推進員が家庭訪問し、出生祝品や予防接種パンフレット等を届けます。また、出生祝品の配付を通して、子育てに関する不安や悩みの聞き取りを行っています。	
妊娠・出産包括支援事業	退院後の母子に対する専門職によるケアを行います。また、身近な支援者がいない妊産婦等の交流による仲間づくり等により、安心して子育てができるようにします。[令和2年度開始を予定]	
子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に専門的な見地から相談支援を行います。[令和2年度開始を予定]	福祉課 児童福祉係
子育てマップ・子育てガイドブック作成事業	子育てに関係する課、係、団体に配布し、随時窓口等に置いたり、相談があった際に配布を行っています。制度の変更があった際は適宜見直すほか、内容の充実を目指し更新を行っています。	

（2）乳幼児の健康づくりと小児医療の推進

① 乳幼児の健康づくり

乳幼児の心身の健やかな成長と疾病や障がいの早期発見・早期療育等のため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて関係機関への紹介等を行います。

また、認定こども園や保育所において、園児への健康診断等を実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

② 小児医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
母子保健推進員活動事業	子育てに関するさまざまな不安や悩みを抱えた家庭が、地域とつながりを持てるような活動を行います。令和元年度は14人の母子保健推進員が活動しています。	町民保健課 健康推進係
新生児・妊産婦訪問指導事業（乳幼児全戸訪問事業）	全ての生後1～3か月児と産婦を対象に、助産師や保健師が赤ちゃんの体重測定や授乳のアドバイス等を行うため新生児訪問を行っています。	
乳幼児健診（集団）事業	身長体重測定、保健師・助産師の問診、内科診察（2歳6か月児を除く）、歯科診察等を行っています。	
母乳育児相談事業（おっぱい相談）	乳児健診（集団）のメニューとして、希望者に対して助産師によるおっぱい相談を実施しています。	
乳児健診（個別）事業	母子手帳の交付に合わせて、小児科医院等で健診が受けられるように、健康診査の費用2回分を助成します。	
生後4か月児育児教室事業（すくすく教室）	図書館司書による絵本の読み聞かせのほか、事故予防や離乳食の講話、乳児体験を行っています。	
ことば個別相談事業	言語聴覚士による「ことばの個別相談」を実施しています。令和元年度からは健診日以外でのことば個別相談も実施しています。	
心理個別相談事業	臨床心理士等による「こころの相談」を実施しています。	
健診フォロー親子教室事業（ほのぼの親子教室）	幼児健診等で児の発達や子育ての不安等で経過観察が必要なとき、親子で楽しく遊びながら、子どもの健やかな心身の成長を促し、保護者の育児不安を軽減できるよう親子教室を開催しています。	
都城市こども発達センター利用事業	発達障がいの診断や療育相談を行うため、都城市が設置している「こども発達センター きらきら」を三股町の幼児が利用できるよう運営費の負担を行っています。	
未熟児養育医療費助成事業	身体の発育が未熟なまま生まれた乳児の入院医療費を助成します。	
小児医療の充実（夜間急病診療事業・医師確保）	夜間休日急患診療事業を都城広域事業として実施しています。また、圏域の地域医療・救急医療に欠かせない医師(小児科・産科)の確保について九州内の大学医学部等に訪問し必要な医師派遣の継続を依頼しています。	
県西地域周産期保健医療体制づくり連絡会	都城保健所を中心にハイリスクの妊産婦及び乳幼児について周産期医療ネットワークの活用をはじめ、保健・医療・福祉の連携を図り、一貫した支援が実施できるように定期的（年1回）に情報交換を行っています。	

（3）食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、認定こども園、保育所等において、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
離乳食教室事業（もぐもぐ教室）	離乳食の進め方の話や離乳食の試食を行っています。	町民保健課 健康推進係
年長児食育講座事業	認定こども園、保育所の年長児を対象に、食の大切さ、自分で調理する楽しさを伝えることを目的とした料理教室を開催しています。	

2 地域における子育ての支援

共働き家庭の増加や就労形態の多様化等に対応し、保護者のニーズや子どもをの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みるとともに、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。

また、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成等に取り組みます。

（1）幼児教育・保育サービスの充実

① 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育のニーズに的確に対応するため、三股町子ども・子育て会議の意見も踏まえながら、認定こども園、保育所といった教育・保育施設や地域型保育事業による提供体制を確保します。

② 保育士人材の確保

保育士を安定的に確保するため、ハローワーク等と連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）等の就職を支援します。

③ 多様な保育サービスの充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かり等、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ、利用可能人数や提供施設数を増やす等、受け皿の確保に取り組みます。

④ 教育・保育の質の向上

保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応等、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。

⑤ 教育・保育における連携推進

認定こども園や保育所等において、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
幼稚園型一時預かり事業	幼稚園または認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間前後等に当該園において一時的に保育を行います。	福祉課 児童福祉係
延長保育事業	保育認定を受けた児童を、通常の利用日の利用時間帯以外において引き続き保育を行います。	福祉課 児童福祉係
幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園教育の充実と保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助しています。なお、幼稚園から認定こども園への移行にともない、対象者数は縮減しています。	教育課 学校教育係
児童館運営事業	子どもに健全な遊びと生活の場を提供し心身の健康増進と情操を豊かにすることを目的に、拠点施設として児童館を運営しています。	福祉課 児童福祉係

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

小学校入学前のお子さんと一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場となっている「子育て支援センター」の充実を図ります。

② 身近で利用しやすい一時預かりの充実

乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業の充実に取り組みます。

③ 子育て支援サービスの情報提供

ホームページや広報紙、子育て支援マップ等、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報等、官民を問わず子どもや子育てに関するさまざまな情報を、分かりやすく町民に提供します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	子育て家庭の支援活動の企画や枠組みの整備を担う職員を配置し、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援を実施しています。令和元年度から開設日数を週4日から週5日へ拡充しています。	福祉課 児童福祉係
一般型一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり必要な保育を行います。	

事業・取組名	概要	担当課
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的に子どもを養育することができなくなったときに児童養護施設で子どもを預かり、子育て支援を行います。	福祉課 児童福祉係
子育てマップ・子育てガイドブック作成事業 [再掲]	子育てに関係する課、係、団体に配布し、随時窓口等に置いたり、相談があった際に配布を行っています。制度の変更があった際は適宜見直すほか、内容の充実を目指し更新を行っています。	

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会等を通じて、さまざまな人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育てる環境づくりに取り組みます。また、ファミリー・サポート・センター事業を通じ、地域における子育ての相互援助活動を推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育てを手助けしてほしい人〈おねがい会員〉と子育ての援助を行いたい人〈まかせて会員〉とが加入し、地域の中で育児・子育てを支えあえる相互扶助の組織です。	福祉課 児童福祉係
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	利用料の一部助成を行い保護者の負担軽減を図るとともに、気軽に利用できることで支援を受ける側と支援をする側双方が、世代に応じた相互扶助に参加できる体制構築を目指しています。	

3 子育てを応援する環境づくり

仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや子育て世帯の居住を支援する施策の推進、交通事故の防止や防犯対策の充実を図るとともに、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組み、子育てを応援する環境づくりを推進します。

(1) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

① 男女が子育てを行う意識の醸成

男女が子育てを行う意識を高めるため、講座や講演会を開催する等の取組を行います。また、学校教育においては、男女平等教育を推進するための取組を行います。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や時間外労働の短縮等、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。また、女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を發揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
病児・病後児保育事業	集団での保育を行えない病気中や病後の児童に対して一時的な保育を行います。三股町、都城市ともに保育施設で運営されており、協定により相互に利用できるようにし、利便性を高めています。	福祉課 児童福祉係
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、児童館、学校や専用施設等で、適切な遊び・生活の場を与え健全な育成を目的として実施しています。	
まち・ひと・しごと情報交流センター事業	「子育て世代の新しい働き方の創出」を目的とし、コワーキングスペース機能を持ち、時間や場所にとらわれない「テレワーク」の推進等、多様な働き方を支援する拠点として、セミナー開催等を行っています。	企画商工課 商工観光係

（2）子育てを支援するまちづくり

良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。また、町民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦等が安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
コミュニティバス（くいまーる）運賃減免事業	保護者同伴で乗車したときの未就学児の運賃免除や、同一世帯で同期間フリーパス券を購入する2人目以降の者の半額減免を行い、保護者の負担軽減を図っています。	総務課 行政係
（五本松団地跡地）交流拠点施設整備事業	五本松団地の跡地活用にあたっては、「放課後の子どもを取り巻く環境整備」や「子育て世代を取り巻く環境整備」等、子育てに関する視点も取り入れながら事業を推進しています。	五本松交流 拠点推進室 施設推進係

（3）子どもの安全を守る取組

① 子どもの交通事故防止

子どもの交通事故を防止するため各年齢層に交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に取り組みます。

② 防犯体制の強化

認定こども園、保育所において、「危機管理マニュアル」等に基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、関係団体と連携した見守り活動や防犯ボランティア活動を支援します。

③ 安全な道路交通環境の整備

認定こども園や保育所における園児の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察等と連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備等を進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
交通指導員街頭指導	主に交通安全運動期間中、交通指導員が通学路で街頭指導を行っています。	総務課 危機管理係
防犯灯の設置	通学路等に防犯灯の設置を行っています。	
少年補導員巡回（県警委嘱）	町内の青少年補導員が犯罪防止のための防犯パトロールを行っています。	
（地域住民主体事業） 子どものみまもり活動	地域住民が登下校時に子どもの安全を確保する「みまもりたい」や青色パトロールカーで薄暮時に巡回する「みまもらナイト」等、住民ボランティアによる活動が行われています。	—
（民間事業）ランドセルカバー・防犯ブザー配布事業	民間企業の協力により、新1年生全員にランドセルカバー・防犯ブザーを配布しています。	教育課 学校教育係
通学路交通安全プログラム事業	通学路の安全確保に必要な取組を進めるため、関係機関が連携できる体制を構築の上、平成26年10月に「通学路交通安全プログラム」を策定しました。計画的な対策を目指しています。	
子どもが安全・安心に 通行できる道路環境の 整備	通学路の歩道整備、外側線・グリーンベルトの整備等を実施しています。	都市整備課 施設整備係 施設管理係

（4）子育てに係る経済的負担の軽減

子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行います。また、経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、公営住宅の優先入居等、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
児童手当事業	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援することを目的に、中学3年生までの児童の養育者に手当を支給しています。	福祉課 児童福祉係
子ども医療費助成事業	乳幼児及び小学生の外来・入院に係る医療費及び中学生の入院に係る医療費について自己負担額に対する助成を行っています。	
児童扶養手当事業	離婚・死亡等の理由で父親または母親がいない児童や、父親または母親が中程度の障がいの状態にある児童が、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を育てている人に手当を支給しています。（支給実務は県による）	
母子及び父子家庭医療費助成制度	母子及び父子の健康維持と生活の安定に寄与し、母子及び父子家庭の福祉向上を目的として、母子及び父子家庭に医療費の一部を助成しています。	
町営住宅入居要件緩和	小学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯の入居のための収入基準を緩和しています。	都市整備課 建築係
町営住宅優先入居事業	町営住宅入居者を決める抽選で、ひとり親世帯及び障がい者世帯に対し当選確率を上げる措置を行っています。	

【基本目標1 評価指標】

No	項目	現状値	目標値	担当課
1	保育所待機児童数	0人	0人	福祉課
2	放課後児童クラブ待機児童数	15人	0人	
3	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学校入学前保護者の割合	48.8%	減少	
4	希望した時期に保育サービスを利用出来なかった小学校入学前保護者の割合	3.7%	減少	
5	子育て環境や支援に満足していない小学校入学前保護者の割合	9.6%	減少	
6	1歳6か月児健康診査の受診率	93.4%	増加	町民保健課
7	3歳児健康診査の受診率	98.3%	維持	
8	3歳児のむし歯有病者率	21.5%	減少	
9	妊娠・出産について満足している親の割合（3・4か月児）	86.0%	増加	

No	項目	現状値	目標値	担当課
10	この地域で子育てをしたいと思う親の割合 (3歳児)	99.6%	維持	町民保健課
11	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時 間がある母親の割合(3歳児)	75.4%	増加	

【現状値出典】

- 1：平成31年4月1日現在
- 2：平成31年4月1日現在
- 3：平成30年度実施小学校入学前保護者調査結果
- 4：平成30年度実施小学校入学前保護者調査結果
- 5：平成30年度実施小学校入学前保護者調査結果
- 6：平成30年度実績
- 7：平成30年度実績
- 8：平成30年度実績
- 9：平成30年度実施乳幼児健康調査
- 10：平成30年度実施乳幼児健康調査
- 11：平成30年度実施乳幼児健康調査

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境づくり

子どもがそれぞれの発達段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。

また、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身に付け、個性あふれる子どもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育の充実に努めます。

さらに、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

1 学校の教育環境づくり

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

(1) 確かな学力の向上

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
「CRTテスト」の実施	小学生を対象に国語・算数の到達度の検査「CRTテスト」を行っています。	教育課 学校教育係
「都北地区学力診断テスト」の実施	高校進学へ向け、都城・北諸地区中学校の生徒を対象とした試験「都北テスト」を実施しています。	
放課後学習会事業	学習塾に通っていない児童生徒を対象に、週1回1時間の学習会を開催しています。	
教育研究所	「文教みまた」の歴史と伝統を大切に、教育に関する専門的、技術的事項の研究を目的に平成元年に開設。毎年10人の教員を所員とし1年間の研究活動を行っています。小中学校の職員研修を行うことも目的としています。	

(2) 豊かな心と生きる力の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
「総合的な学習の時間」の実施	学校の授業の一環として、地域住民からの講話やさまざまな体験活動等を通じ、地域に根ざした学習を取り入れています。	教育課 学校教育係
適応指導教室事業（サンライトルーム）	不登校の児童・生徒を対象に、学校に復帰することを目的に、家庭・学校・関係機関等と連携を図りながら、児童生徒の心の居場所として開設しています。	

(3) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

① 健やかな体の育成

児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保に努め、指導方法の工夫・改善等を図ります。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

② 保健対策の充実と健康教育の推進

性に関する健全な意識の育成と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図ります。

また、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
運動部活動指導員の配置	部活動指導員を配置し、部活動を担当する教員を支援することで、部活動指導体制を充実させ、部活動の質的な向上につなげます。	教育課 学校教育係
性に関する教育講演会	中学校において実施しています。心身の発育・発達や変化等、人間の性の成熟について科学的に理解するとともに、自己の性を受容し、自他を大切にする心情や態度を育てていきます。また、自己の将来の生き方について考えさせるとともに、家庭や社会において期待させる役割について考えさせていきます。	
食育の推進	食に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるように「食育」を推進しています。町内の小・中学校において、栄養教諭による授業や、「弁当の日」、「みまたん子わくわくクッキング」を実施しています。また、毎月19日は「食育の日」としており、給食時間に各小・中学校で食に関する指導を行っています。	

(4) 信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育施設環境の整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
小・中学校学校評議員制度	各校5人程度の評議員を委嘱し、年2回程度の会議を開催しています。学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映することで、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしています。また、保護者や地域住民等のより確かな学校運営への参画や地域学校協働に向けて、コミュニティ・スクール制度（学校運営協議会制度）への移行を検討していきます。	教育課 学校教育係
安全で豊かな学校施設の整備	施設の改修等を継続して、常に安心・安全な学校施設となるよう整備を進めています。	
コミュニティバス（くいまーる）通学支援便運行事業	中学生の通学時間に合わせ「通学支援便」を町内全域で運行しています。（長田・梶山コース、樺山・宮村・植木コース、田上・蓼池コース）	総務課 行政係

2 学校・家庭・地域の連携と協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。

(1) 家庭の教育力の向上

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携等により、さまざまな家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
各学校家庭教育学級・町家庭教育学級運営協議会	全学校で家庭教育学級に取り組んでいます。家庭の意義や機能、教育的役割について保護者の認識を高め、親としての自覚も深まることで子どもの健全育成を目指しています。協議会は各学校家庭教育学級の運営充実を目指し、各学級の支援や合同研修会を開催しています。	教育課 生涯学習係

(2) 地域の教育力の向上

地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びやさまざまな体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
子どもの明るい未来創造事業（放課後子ども教室推進事業を含む）	地域住民や関係団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりを進め、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援しています。	教育課 生涯学習係
P T A 協議会	協議会は各単位（学校）P T A間の連絡調整を深めるとともに、子どもの健全育成を目指し、県や九州研究大会等への参加、教育問題懇話会の開催のほか文教みまたフェスティバルでの事例発表等を行っています。	
子ども会育成連絡協議会	町内の各単位子ども会が所属し、単位会の枠を超えた活動を通して子どもたちの健全育成を図っています。主な活動として宿泊学習や交流会のほか、会員へのレクリエーション指導を担うジュニアリーダーの育成も行っています。	

(3) 非行防止と有害環境への対応

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力して取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
いじめ防止基本方針	児童生徒の尊厳を保持するため、国・県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう策定しました。いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。	教育課 学校教育係
青少年指導員連絡協議会による指導活動	青少年指導員が三股交番と合同で町内を巡回、パトロールを行っています。青少年の非行防止等、健全育成を推進しています。	教育課 生涯学習係
青少年指導員による夏休み一斉指導活動	夏休み期間中は青少年指導員全員で全地区を対象に巡回、パトロールを行っています。	
冬の青少年を伸ばす運動キャンペーン	青少年指導員が三股交番と合同で町内を巡回し、大型スーパーの店舗前（4カ所）で非行防止を広く呼びかける街頭キャンペーンを実施しています。	

【基本目標2 評価指標】

No	項目	現状値	目標値	担当課
1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	47.1%	減少	福祉課
2	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	18.9%	減少	
3	放課後学習会参加児童生徒数	44人	増加	教育課
4	放課後子ども教室の実施校	5校	6校	
5	一体型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施数	3カ所	4カ所	福祉課 教育課

【現状値出典】

1：平成30年度実施小学生保護者調査結果

2：平成30年度実施小学生保護者調査結果

3：平成30年度実績

4：平成31年4月1日現在

5：平成31年4月1日現在

基本目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱い等から保護されるとともに、適切に養育され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られる権利を有しています。

さまざまな環境で育つ全ての子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないように、社会全体で健やかに育み、一人ひとりの子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進します。

1 児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
子どもに関する相談業務	虐待も含め児童及び家庭に関する相談を一義的に福祉課で受け、福祉サービス等の公的支援につなぐほか関係機関との連携・調整を行っています。	福祉課 児童福祉係

(2) 児童虐待の発生予防、早期発見

育児に対する不安等の養育上のストレス等を抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師等の家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めること等により、子育て家庭が孤立しないよう努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
広報啓発活動	毎年11月の児童虐待防止推進月間を活用し、広報紙への記事掲載のほか、役場ロビーでの啓発展示及びイベントでの啓発ブース設置による広報活動を行っています。	福祉課 児童福祉係
養育支援訪問事業	公的な支援につながりを持たない家庭や妊娠・子育てに不安を持つ家庭を訪問する事業です。社会からの孤立を防ぎ必要な支援につなぐことで、適切な養育の確保を図るとともに児童虐待の発生予防の役割が期待されています。[令和3年度開始を検討]	
女性相談所	DV被害を含む女性のあらゆる相談を受け付けています。関係機関と連携し相談者への情報提供や助言を行います。	総務課 行政係

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

① 相談支援体制の強化

児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、子ども等に対する相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を検討します。

② 関係機関との連携強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、要保護児童等対策地域協議会の取組の強化を図るとともに、調整担当者を配置します。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案通告や必要な助言を求めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
子ども家庭総合支援拠点事業	地域の全ての子ども、家庭及び妊産婦等の相談を受ける機関として、令和4年度までの拠点整備を検討します。適切な支援につなげるソーシャルワーク機能を有し、妊産婦から切れ目なく継続的に支援できる体制を目指しています。	福祉課 児童福祉係
要保護児童等対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめ、要保護の状態にある児童の早期発見と適切な保護・支援を図るため、当該児童や保護者に係る情報及び事例の考え方を関係機関で共有し、適切な連携体制の下で対応することを目的に設置されている機関です。	福祉課 児童福祉係
庁内連絡会議	児童に関わる庁内各部署の担当職員が定期的集まり、要支援児童や特定妊婦の事例検討のほか、情報共有を令和元年度から行っています。事案対応の要として庁内を横断する機動力の発揮も目指しています。	町民保健課 健康推進係
虐待の通告及び相談への対応	虐待に関する通告及び相談があった際は、児童及び家庭に関する情報収集、ならびに家庭訪問をはじめとする現状確認等を行い、要保護児童等対策協議会事務局にて受理会議の上、適切な対応を遅滞なく進めています。	教育課 学校教育係

(4) 社会的養育施策との連携

育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、子育て短期支援事業（ショートステイ）等が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
子育て短期支援事業（ショートステイ事業） [再掲]	保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的に子どもを養育することができなくなったときに児童養護施設で子どもを預かり、子育て支援を行います。	福祉課 児童福祉係
里親制度の普及啓発	虐待等の要因で社会的養護を必要とする児童について、より家庭的な環境で愛着形成を図ることができる里親制度について住民へ周知しています。	

2 障がい児施策の支援

乳幼児・就学前・就学中、それぞれの成長の段階における、早期の発見・相談、療育・援助等、障がいのある子どもたちと保護者に対する、切れ目のない、きめ細かい支援により、障がいのある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、福祉の環境づくりに努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
障がい児保育事業	保育の必要性のある障がい児で、保育所等で行う保育が可能で、日々通所できる児童については混合保育を行っています。	福祉課 児童福祉係
特別児童扶養手当事業	在宅で20歳未満の中度以上の障がい児を監護している保護者に手当を支給しています。	
障害児福祉手当事業	20歳未満で常時介護が必要で施設に入所していない人に手当を支給しています。	福祉課 社会福祉係
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入、修理費用等に対する助成を行っています。	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童で、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない人に対して、日常生活用具の給付を行っています。	
日常生活用具給付事業	在宅の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい者等に対して、日常生活用具の給付を行っています。	
育成医療（自立支援医療）助成事業	身体に障がいのある児童または現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童に対して、障がいを軽減、改善するための医療費の一部を所得に応じて助成しています。	

事業・取組名	概要	担当課
重度心身障害者医療費助成事業	重度の障がいのある児童を含む、重度心身障がい者の保健の向上に寄与し、重度心身障がい者の福祉を図ることを目的として、医療費の一部を助成しています。	福祉課 社会福祉係
補装具給付事業	身体に障がいのある児童の能力を最大限まで回復・向上させ、将来社会人として独立自活するための素地を成長・助長すること等を目的として、補装具の給付を行っています。	
児童通所支援事業	障がいのある児童が発達支援センター等の施設に通い、日常生活の基本的動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応等の発達支援を受けやすくするために助成を行うほか、支援員が学校や保育所等を訪れ当該児童の支援について助言を行う等しています。	
療育等援助事業	社会福祉法人等に対し都城市と療育等援助事業を委託し、本町利用児数に応じた委託料を負担しています。障がい児の成長発達のため専門職と協議等を行い、特性に合わせた対応及び支援を行っています。	

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業等を支援するさまざまな給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組みます。

また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援等について、関係機関と連携して取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
児童扶養手当事業〔再掲〕	離婚・死亡等の理由で父親または母親がいない児童や、父親または母親が中程度の障がいの状態にある児童が、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を育てている人に手当を支給しています。（支給実務は県による）	福祉課 児童福祉係
母子及び父子家庭医療費助成制度〔再掲〕	母子及び父子の健康維持と生活の安定に寄与し、母子及び父子家庭の福祉向上を目的として、母子及び父子家庭に医療費の一部を助成しています。	
保育料の寡婦（夫）控除のみなし適用	平成30年9月から、認定こども園、保育所等の保育料について、婚姻歴のないひとり親世帯を対象に、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を開始しています。	
母子・寡婦福祉会	町内の母子家庭や寡婦等同じ境遇の人々が集まり、支えあい励ましあいながら、さまざまな活動を通して母子家庭や寡婦の生活の向上を目指している自主的な団体です。本町のひとり親支援に関する2事業を受託しています。	

事業・取組名	概要	担当課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	病気等で日常生活を営むのに支障がある場合や、出張・冠婚葬祭・仕事で疾病等の子どもの面倒を見ることができない場合等に、家庭生活支援員による一時的な生活援助や保育サービス等を行っています。	福祉課 児童福祉係
生活つなぎ資金貸付制度	母子・寡婦福祉会が実施主体となり、ひとり親家庭で臨時的な資金が必要なとき、3～5カ月を限度とする無利子の貸し付けを行っています。	
母子福祉強化推進事業	県母子寡婦連合会主催で、母子世帯を対象に介護や医療事務等の技能講習会を実施しています。	
寡婦家庭医療費助成制度	寡婦家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。	

4 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて「三股町子どもの未来応援計画」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県等と連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童生徒または入学予定者の保護者に対して、学校給食費や学用品費等の経費の一部を援助しています。	教育課 学校教育係
「三股町子どもの未来応援計画」の推進	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行を受け、平成31年3月に策定しました。	福祉課 児童福祉係
（社会福祉協議会主催事業）「みまたん宅食どうぞ便」	18歳未満の子どもがいる家庭で「生活が大変」と感じる世帯に月に一度、世帯員の10食分の食材を届けています。訪問を繰り返しながら困りごとに丁寧に寄り添い、必要な支援に加えて人をつなぐ役割も果たしています。	
（ボランティア団体主催事業）「りんりんこども食堂」	傾聴ボランティアすず虫の会主催。月2回開設しています。地域住民による参加と携わりによって、交流と支援の輪が広がっています。	

【基本目標3 評価指標】

No	項目	現状値	目標値	担当課
1	子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置	設置	福祉課
2	要保護児童対策調整機関における調整担当者の配置	未配置	配置	
3	障がい児保育を必要とする子どもが保育所等に入所できる割合	—	100%	
4	経済的理由により子どもの進路が制約されている小学校入学前児童保護者の割合	13.2%	減少	
5	経済的理由により子どもの進路が制約されている小学生保護者の割合	14.7%	減少	
6	経済的理由により塾や習い事をしていない小学校入学前児童保護者の割合	21.2%	減少	
7	経済的理由により塾や習い事をしていない小学生保護者の割合	29.9%	減少	
8	子どもの虐待につながる可能性が疑われる3歳児の親の割合	34.6%	減少	福祉課 町民保健課

【現状値出典】

1：平成31年4月1日現在

2：平成31年4月1日現在

3：—

4：平成30年度実施小学校入学前児童保護者調査結果

5：平成30年度実施小学生保護者調査結果

6：平成30年度実施小学校入学前児童保護者調査結果

7：平成30年度実施小学生保護者調査結果

8：平成30年度実施乳幼児健康調査結果

※この数カ月間に「しつけのし過ぎがあった」「感情的に叩いた」「感情的な言葉で怒鳴った」等の各設問に対し、一問でも「該当する」と回答した者の割合

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では前期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を町全体 1 区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込み算出について

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、確保内容と実施時期を設定する必要があります。

国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、以下の事業について「量の見込み」の算出を行います。

【全国共通で「量の見込み」を算出する事業】

事業	対象児童年齢
1号認定	3～5歳
2号認定（教育二歳、保育二歳）	3～5歳
3号認定	0歳、1・2歳
時間外保育事業	0～5歳
放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
子育て短期支援事業	0～18歳
地域子育て支援拠点事業	0～2歳
一時預かり事業	在園児型 3～5歳、その他 0～5歳
病児保育事業	0～5歳、1～6年生
子育て援助活動支援事業	0～5歳、1～3年生、4～6年生

① 推計児童数

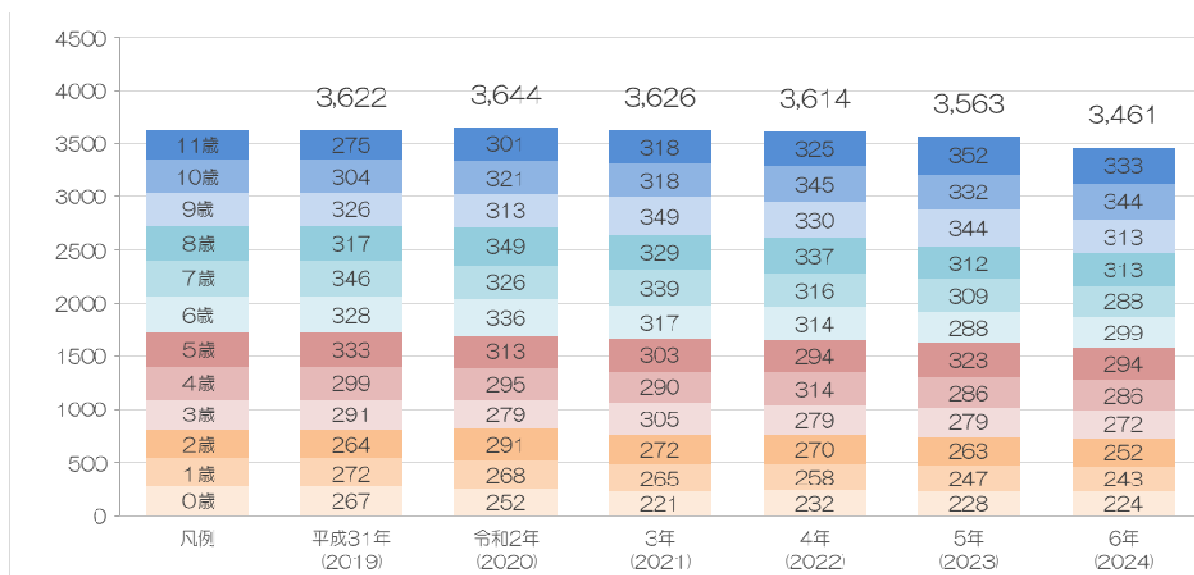
各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、平成27年から31年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

令和4年度の間見直しで、同年までの0歳から11歳までの児童数を実績値に改めたほか、教育・保育事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から5歳までの児童数の推計は、平成30年から令和4年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、自然動態及び社会動態を基に算出しました。

※用語説明

コーホート変化率法：同年または同期間のそれぞれの集団（「コーホート」という。）について、過去における実績人口の動態から求められる「変化率」に基づき、将来人口を推計する方法。

	実績				推計	
	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	3年 (2021)	4年 (2022)	5年 (2023)	6年 (2024)
0歳	267人	252人	221人	232人	228人	224人
1歳	272人	268人	265人	258人	247人	243人
2歳	264人	291人	272人	270人	263人	252人
3歳	291人	279人	305人	279人	279人	272人
4歳	299人	295人	290人	314人	286人	286人
5歳	333人	313人	303人	294人	323人	294人
小計	1,726人	1,698人	1,656人	1,647人	1,626人	1,571人
6歳	328人	336人	317人	314人	288人	299人
7歳	346人	326人	339人	316人	309人	288人
8歳	317人	349人	329人	337人	312人	313人
9歳	326人	313人	349人	330人	344人	313人
10歳	304人	321人	318人	345人	332人	344人
11歳	275人	301人	318人	325人	352人	333人
小計	1,896人	1,946人	1,970人	1,967人	1,937人	1,890人
合計	3,622人	3,644人	3,626人	3,614人	3,563人	3,461人



② 潜在的家庭類型と「量の見込み」の算出

「国の手引き」では、各事業の将来的なニーズ量を把握するため、アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在の家庭類型」を求めた上で、アンケート調査結果での母親の就労希望等を反映させた「潜在的家庭類型」が求められます。

前頁①に記載した推計児童数を用いて、以下の計算式で「量の見込み」を算出することとしています。

ア) 家庭類型別児童数の算出

推計児童数（人）×潜在的家庭類型（％）＝家庭類型別児童数（人）

イ) 量の見込みの算出

家庭類型別児童数（人）×利用意向率（％）＝量の見込み（人）

【家庭類型の種類】

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月 120 時間以上 + 下限時間～120 時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（いずれかが月下限時間未満 + 下限時間～120 時間の一部）
タイプF	無業×無業

【本町の家庭類型別児童数（「現在」及び「潜在」）】

タイプ	現在		潜在	
	人数	割合	人数	割合
タイプA	83 人	10.3%	83 人	10.3%
タイプB	362 人	44.7%	412 人	50.9%
タイプC	326 人	40.3%	281 人	34.7%
タイプC'	9 人	1.1%	10 人	1.2%
タイプD	28 人	3.5%	23 人	2.8%
タイプE	1 人	0.1%	0 人	0.0%
タイプE'	0 人	0.0%	0 人	0.0%
タイプF	0 人	0.0%	0 人	0.0%
全体	809 人	100.0%	809 人	100.0%

※「現在」：アンケート調査（19～31 号）で得られた「家庭の現状」のとおり分類し児童数を計上したもの。

※「潜在」：上記の「現在」にアンケート調査で得られた「就労の意向」を反映させ、タイプ間を移行した上で児童数を計上したもの。よって「現在」の合計値は「潜在」の合計値と等しくなる。例：現在、父親がフルタイムで母親が専業主婦だが、母親にフルタイムでの就労意向がある＝タイプDからタイプBへ移行。全回答で意向を反映させた上表は、タイプB児童数 362 人が将来 412 人に増加する等、各タイプの見込が立つことを示している。

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成27年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し、2年度から6年度までの教育・保育の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和2年度）		1号認定	2号認定	3号認定			合計
				0歳	1、2歳	計	
① 量の見込み		275人	548人	92人	431人	523人	1,346人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	195人	50人	6人	54人	60人	305人
	認定こども園（幼保連携型）	45人	120人	40人	105人	145人	310人
	認定こども園（保育所型）	47人	100人	20人	80人	100人	247人
	認可保育所		265人	75人	170人	245人	510人
	② 合計	287人	535人	141人	409人	550人	1,372人
過不足（②-①）		12人	▲13人	49人	▲22人	27人	26人

2年目（令和3年度）		1号認定	2号認定	3号認定			合計
				0歳	1、2歳	計	
① 量の見込み		271人	541人	91人	430人	521人	1,333人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	195人	50人	6人	54人	60人	305人
	認定こども園（幼保連携型）	45人	120人	40人	105人	145人	310人
	認定こども園（保育所型）	47人	100人	20人	80人	100人	247人
	認可保育所		265人	75人	170人	245人	510人
	② 合計	287人	535人	141人	409人	550人	1,372人
過不足（②-①）		16人	▲6人	50人	▲21人	29人	39人

3年目（令和4年度）		1号認定	2号認定	3号認定			合計
				0歳	1、2歳	計	
① 量の見込み		272人	543人	91人	418人	509人	1,324人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	195人	50人	6人	54人	60人	305人
	認定こども園（幼保連携型）	45人	120人	40人	105人	145人	310人
	認定こども園（保育所型）	47人	100人	20人	80人	100人	247人
	認可保育所		265人	75人	170人	245人	510人
	② 合計	287人	535人	141人	409人	550人	1,372人
過不足（②-①）		15人	▲8人	50人	▲9人	41人	48人

4年目（令和5年度）		1号認定	2号認定	3号認定			合計
				0歳	1、2歳	計	
① 量の見込み		213人	654人	53人	419人	472人	1,339人
確保 方策	認定こども園（幼稚園型）	165人	50人	6人	54人	60人	275人
	認定こども園（幼保連携型）	45人	120人	40人	105人	145人	310人
	認定こども園（保育所型）	57人	136人	38人	101人	139人	332人
	認可保育所		230人	55人	145人	200人	430人
	企業主導型保育施設の地域枠		0人	2人	3人	5人	5人
② 合計		267人	536人	141人	408人	549人	1,352人
過不足（②-①）		54人	▲118人	88人	▲11人	77人	13人

5年目（令和6年度）		1号認定	2号認定	3号認定			合計
				0歳	1、2歳	計	
① 量の見込み		205人	628人	52人	407人	459人	1,292人
確保 方策	認定こども園（幼稚園型）	165人	50人	6人	54人	60人	275人
	認定こども園（幼保連携型）	45人	120人	40人	105人	145人	310人
	認定こども園（保育所型）	57人	136人	38人	101人	139人	332人
	認可保育所		230人	55人	145人	200人	430人
	企業主導型保育施設の地域枠		0人	2人	3人	5人	5人
② 合計		267人	536人	141人	408人	549人	1,352人
過不足（②-①）		62人	▲92人	89人	1人	90人	60人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成27年度から令和元年度までの5年間の実績を勘案し、2年度から6年度までの地域子ども・子育て事業の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

（1）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み 【人数】		613人	607人	602人	603人	600人
確保 方策	【人数】	615人	615人	615人	615人	615人
	【実施箇所数】	15力所	15力所	15力所	15力所	15力所

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

① 低学年

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	1年生	212人	193人	195人	180人	187人
	2年生	186人	192人	176人	176人	163人
	3年生	126人	119人	124人	112人	113人
	合計	524人	504人	495人	468人	463人
確保 方策	【人数】	530人	530人	530人	530人	530人
	【実施箇所数】	14カ所	14カ所	14カ所	14カ所	14カ所

② 高学年

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見込み	4年生	14人	15人	18人	18人	17人
	5年生	10人	13人	15人	17人	17人
	6年生	13人	14人	18人	20人	22人
	合計	37人	42人	51人	55人	56人
確保 方策	【人数】	60人	60人	60人	60人	60人
	【実施箇所数】	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

(3) 子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事、育児疲れ等で一時的に子どもを養育することができなくなったときに児童養護施設で子どもを預かり、子育て支援を行う事業です。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み 【人数】	—	—	—	—	—
確保方策 【実施箇所数及び対応数】	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み 【延べ人数】	6,876人日	6,840人日	6,696人日	6,648人日	6,600人日
確保方策 【実施箇所数】	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、1号認定の子どもを対象とした一時預かり事業です。

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定による利用 【延べ人数】	619人日	612人日	613人日	620人日	617人日
	2号認定による利用 【延べ人数】	29,730人日	29,377人日	29,451人日	29,778人日	29,648人日
確保方策 【延べ人数】		30,500人日	30,500人日	30,500人日	30,500人日	30,500人日

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み 【延べ人数】	1,118人日	1,109人日	1,099人日	1,101人日	1,095人日
確保方策 【延べ人数】	1,150人日	1,150人日	1,150人日	1,150人日	1,150人日

(6) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

集団での保育を行えない病児に対して、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
量の見込み 【延べ人数】	400人日	400人日	400人日	400人日	400人日	
確保方策	病児保育事業 【延べ人数】	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日	1,100人日
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) 【延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(7) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み 【延べ人数】	260人日	260人日	260人日	260人日	260人日
確保方策 【延べ人数】	260人日	260人日	260人日	260人日	260人日

(8) 妊婦に対する健康診査

健やかな妊娠と安全な出産を迎えられるように、妊婦に対する健康診査として、①計測、②適時に必要に応じた検査、③診察、④保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み 【人数】	252人	251人	248人	246人	244人
確保方策 【実施箇所数及び対応数】	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等3カ所 宮崎大学医学部附属病院	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等3カ所 宮崎大学医学部附属病院	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等3カ所 宮崎大学医学部附属病院	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等3カ所 宮崎大学医学部附属病院	県内産婦人科・医療機関 町内助産院等3カ所 宮崎大学医学部附属病院

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み 【人数】	254人	252人	251人	248人	246人
確保方策 【実施箇所数及び対応数】	保健師及び助産師5人	保健師及び助産師5人	保健師及び助産師5人	保健師及び助産師5人	保健師及び助産師5人

(10) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の 見 込 み	基本型・特定型 【実施箇所数】	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
	母子保健型 【実施箇所数】	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
確 保 方 策	基本型・特定型 【実施箇所数】	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所
	母子保健型 【実施箇所数】	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み 【人数】	15人	15人	15人	15人	15人
確保方策 【実施箇所数及び対応数】	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保**(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方**

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

教育と保育を一体的に担う認定こども園への移行を希望する施設については、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえつつ、教育・保育の需給状況、保護者や地域のニーズを勘案し、適切に対応します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減等の労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善、及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上等、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

認定こども園、保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、幼保小中連携推進協議会等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報紙や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続きについての周知に努めます。

6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

小学校入学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、必要に応じて地域型保育事業等の整備を検討します。

第7章 放課後子ども総合プラン

1 策定にあたって

(1) 趣旨と目的

国は平成30年9月14日に「新・放課後子ども総合プラン」（以下「総合プラン」という。）を策定しました。

総合プランでは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとしています。

また、総合プランでは、市町村は全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくための計画を策定することとされています。

総合プランに基づき、本町の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における取組の方向性を示すものとして「放課後子ども総合プラン」を策定します。

(2) 「新・放課後子ども総合プラン」の概要

総合プランでは、国全体の目標として以下の4項目を掲げています。

- ① 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ること。
- ② 全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万カ所以上の実施を目指すこと。
- ③ 新たに両事業を整備する場合は、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すこと。
- ④ 放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ること。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

① 実施状況

放課後児童クラブは、町内の小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後または学校の休業日に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的として実施されています。

令和元年12月1日現在、11カ所で実施しています。

No.	学校区	放課後児童クラブ名	運営主体	実施場所	登録児童数
1	三股小学校	三股小児童クラブ	公立	三股小学校敷地内専用施設	61人
2		プラザ児童クラブ	公立	第2地区交流プラザ	45人
3		東原児童クラブ	公立	東原児童館	45人
4	勝岡小学校	蓼池児童クラブ	公立	蓼池児童館	41人
5		前目児童クラブ	公立	前目児童館	42人
6	梶山小学校	梶山児童クラブ	公立	梶山児童館	32人
7	宮村小学校	宮村児童クラブ	公立	宮村児童館	43人
8	長田小学校	長田児童クラブ	公立	長田小学校家庭科室	29人
9	三股西小学校	三股西小第一児童クラブ	公立	中原団地広場内専用施設	86人
10		今市児童クラブ	公立	今市児童館	43人
11		植木児童クラブ	公立	植木児童館	42人
計					509人

※実施日/時間：月一金/14:00-18:00、土・長期休業期間/8:00-18:00

※出典：福祉課（令和元年12月1日現在）

また、社会福祉法人による自主的な運営が2カ所で実施されています。

No.	学校区	名称	運営主体	実施場所
1	三股小学校	キッズ・リターンクラブ	社会福祉法人心耕福祉会	ひかりの森こども園 別棟
2	勝岡小学校	放課後児童クラブキッズ	社会福祉法人信愛福祉会	たでいけ認定こども園 別棟

※出典：福祉課（令和元年12月1日現在）

② 現状

現在、公立公営のみで実施しています。「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「三股町放課後児童健全育成事業実施規則」（令和2年4月施行予定）に基づき運営しています。

登録児童は増加傾向にあり、特に高学年児童の受け入れニーズに対し定員確保が求められています。また、実施施設の環境整備も必要な状況です。

今後は、本プランの下、学校区を単位とする地域性に即した個別具体的な方策について定める「三股町放課後子どもアドバンス-前進-プラン」に基づき、小学校余裕教室が生じた場合の活用、実施施設の拡充・整備及び運営主体の多角化等を通じ、着実な事業推進を目指していきます。

(2) 放課後子ども教室の状況

① 実施状況

放課後子ども教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。さまざまな体験活動や異学年児童の交流、児童と地域の方々との交流を通して、子どもたちが、社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。

また、平成19年度に国から「放課後子どもプラン」が示されたことを受け、本町では28年度より「放課後子ども教室事業」を開始しています。

令和元年12月1日現在、5カ所で実施しており、いずれも運営は事業者に委託しています。

No.	学校区	放課後子ども教室名	実施曜日	実施場所	登録児童数
1	勝岡小学校	勝岡小学校放課後子ども教室	水・金	第6地区分館	12人
2	梶山小学校	梶山小学校放課後子ども教室	水・金	梶山小学校内	19人
3	宮村小学校	宮村小学校放課後子ども教室 (キッズあおばずく教室)	水・金	第3地区分館	11人
4	長田小学校	長田小学校放課後子ども教室	月・水	長田小学校内	12人
5	三股西小学校	三股西小学校放課後子ども教室	水・金	水：三股西小学校内 金：中原コミュニティセンター	28人
計					82人

※実施時間：放課後＝〔小学校〕授業終了後(おおむね14:00)－17:00

〔地区分館〕授業終了後(おおむね14:30)－17:30

夏季休業期間＝9:00－12:00

※出典：教育委員会教育課（令和元年12月1日現在）

② 現状

地域の実情に応じた運営を図るため、地域の方々や関係団体等の協力を得て、放課後子ども教室ごとに「推進委員会」を組織し、具体的な活動の計画・運営は推進委員会を中心に進めています。そのため、開催日数や参加人数、内容等は教室により異なります。宮村小学校放課後子ども教室は平成28年度から、梶山小、長田小、三股西小の放課後子ども教室は29年度から開設しており、児童・スタッフとも活動に慣れ、円滑に事業を進めており、活動内容には広がりが出てきています。今後、事業を安定的に継続していくために、教育活動推進員や活動協力者を地域で継続的に確保できるような運営方法を構築することが重要な課題となっています。また、三股西小学校区においては、児童数等の関係から地域、学年の制限を設けており、これらの問題の解決を図っていく必要があります。勝岡小学校放課後子ども教室は、令和元年度が開設初年度であることから、他の教室を参考にしつつ、独自の内容を盛り込みながら運営しているところです。

3 事業計画

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

① 量の見込みと確保方策

放課後児童クラブについては、全ての小学校区に設置されています。三股町子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策は次のとおりです。

ア) 低学年

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1年生	212人	193人	195人	180人	187人
	2年生	186人	192人	176人	176人	163人
	3年生	126人	119人	124人	112人	113人
	合計	524人	504人	495人	468人	463人
確保方策	【人数】	530人	530人	530人	530人	530人
	【実施箇所数】	14力所	14力所	14力所	14力所	14力所

イ) 高学年

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	4年生	14人	15人	18人	18人	17人
	5年生	10人	13人	15人	17人	17人
	6年生	13人	14人	18人	20人	22人
	合計	37人	42人	51人	55人	56人
確保方策	【人数】	60人	60人	60人	60人	60人
	【実施箇所数】	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所

② 学校区ごとの整備の必要性及び方向性

量の不足が見込まれる学校区については、順次整備を検討し、量の確保に努めます。

また、実施場所及び整備方策については、子どもの安全・安心の確保を最重要指標にするとともに、運営や整備については、主体として社会福祉法人等の民間事業者の活用にも努めます。

No.	放課後児童クラブ名	定員	指標		整備の必要性及び方向性	
			①準備率(定員数/児童数) ③学校の余裕教室又は敷地内実施の数	②専用施設の数 ④学校から500m圏内の定員数(割合)		
1	三股小児童クラブ	60人	三股小学校区 140人	①26.6%(140/526) ③1カ所	②1カ所 ④60人(42.9%)	・定員増 ・学校近隣地での施設整備
2	プラザ児童クラブ	40人				
3	東原児童クラブ	40人				
4	蓼池児童クラブ	40人	勝岡小学校区 80人	①22.6%(80/354) ③0カ所	②0カ所 ④0人(0.0%)	・定員増 ・学校近隣地での施設整備
5	前目児童クラブ	40人				
6	梶山児童クラブ	40人	梶山小学校区 40人	①58.8%(40/68) ③0カ所	②0カ所 ④40人(100.0%)	・学校内実施
7	宮村児童クラブ	40人	宮村小学校区 40人	①31.5%(40/127) ③0カ所	②0カ所 ④40人(100.0%)	・学校内実施
8	長田児童クラブ	40人	長田小学校区 40人	①114.3%(40/35) ③1カ所	②0カ所 ④40人(100.0%)	・維持
9	三股西小第一児童クラブ	80人	三股西小学校区 160人	①20.6%(160/776) ③0カ所	②1カ所 ④80人(50.0%)	・定員増 ・学校近隣地での施設整備
10	今市児童クラブ	40人				
11	植木児童クラブ	40人				
計		500人	500人			

※整備は「三股町放課後子どもアドバンス-前進-プラン」に基づき対応する。

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量及び実施計画

三股町では、令和元年度における一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は町内6校のうち3校です。

今後、放課後子ども教室未実施の1校については、3年度に連携型の子ども教室を開設し、全学校で放課後子ども教室を実施するとともに、元年度現在の計画としては次の表のように見込んでいますが、今後の余裕教室等の状況に応じて、一体型または連携型でない教室においても連携型への移行を目指します。

目標事業量	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
町内小学校数	6校	6校	6校	6校	6校
実施学校数	5校	6校	6校	6校	6校
実施教室数	6室	7室	7室	7室	7室
一体型	3室	3室	3室	3室	3室
連携型	0室	1室	1室	1室	1室
その他	3室	3室	3室	3室	3室
実施学校率	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※用語説明

一体型：放課後児童クラブと放課後子供教室を同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるもの。なお一方が小学校内等で実施し、他方が隣接（通りを挟んだ向かい側等を含む）している場合、児童自身での移動を安全に行うことができ、放課後子供教室開催時に一緒に活動できる場合を含む。

連携型：放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるもの。

(3) 一体的または連携による実施に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、または連携により実施するためには、関係者の間でさまざまな調整を行う必要があります。

そのため、放課後子ども教室を実施している、または実施する小学校ごとに、放課後子ども教室の教育活動推進員と放課後児童クラブの支援員が連携できるよう、定期的な打合せの場を設けます。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡しについて双方が連携を図れるような体制を構築します。

(4) 小学校の余裕教室等の活用に関する方策

本町の児童数について、三股小学校、勝岡小学校及び三股西小学校では増加傾向が続くとともに、各学校で特別な支援を要する児童生徒が増加していることもあり、本町は都市部等とは異なり、今後も余裕教室が出にくい特色・環境にあります。

放課後子ども教室を含め、小学校の余裕教室等が新たに生じた場合の活用については、当該学校との調整が不可欠です。放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

小学校における改修や整備を行って放課後児童クラブを実施する場合は、施設のあり方や管理等について放課後児童クラブ担当部局と教育委員会、学校の間で協議を行い、適切な利用・管理を行います。

(5) 福祉と教育の連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については、町福祉課と教育委員会教育課が連携し両事業の実施状況・課題等について情報共有を図り、十分な協議を踏まえ事業を推進していきます。

本プラン策定の過程で両組織間の協議・調整に活用した庁内組織「『福祉と教育』会議」を、母子保健部門も含めた「三股町『子ども・子育て』連携会議（仮称）」へ発展的に改組。より幅広い視点からのアプローチも共有し、教育と福祉の連携を図ります。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では配慮が必要な児童の利用があります。

今後も児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法等に関する研修を進めていきます。受け入れについても、放課後児童クラブにおける補助員等、必要な加配による支援体制を充実させていきます。

また、両事業間における児童に関する情報共有及び支援のあり方について検討を進めていきます。

(7) 放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

利用者のニーズに合った開設時間の設定に努めていきます。

既にニーズの高い夕方の開設時間延長の実施を図ります。同時に、適切な補助体制の構築を進めていきます。

(8) 各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っています。こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年4月、厚生労働省)等を基本に、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。支援員及び補助員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう研修を通じた支援の質の向上を目指します。同時に、事業の社会的な責務の大きさ、及び就業体制の安定が事業運営に奏功する点に鑑み、支援員及び補助員の処遇と労働環境の改善を図ることも目指します。

(9) 各放課後児童クラブの育成支援内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第8章 計画の推進

1 計画推進のために

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人ひとりの子どもが心身とも健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

2 各主体の役割

(1) 行政の役割

本町は、幼児期の学校教育、保育及び地域の子ども・子育て支援ならびに次世代育成支援に必要な対策等を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。

個々の施策や事業・取組は、それぞれの担当課や学校、認定こども園、保育所等が連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、毎年度個々の施策や事業・取組の進捗状況の把握を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者等で構成する三股町子ども・子育て会議において、毎年度計画に基づく実施状況等についての点検・評価を行い、計画の推進に反映します。

なお、教育・保育施設の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合は、計画の見直しを行います。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

(3) 地域の役割

子どもは地域社会との関わりや地域の活動に参加すること等により社会性を身に付けて成長していくことから、自治公民館や地域の各種団体、企業等さまざまな主体が活動する中で、全ての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

(4) 企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とともに、働き方の見直しに取り組むことが必要です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

資料編

1 三股町子ども・子育て会議設置要綱

(平成 26 年 1 月 24 日告示第 2 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、三股町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2 三股町子ども・子育て会議

【委員】

設置要綱第2条の区分	所属	職名	氏名
子どもの保護者	三股町PTA協議会	会長	馬渡 隆博
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	三股町保育会	会長	福永 譲二
	認定こども園第一幼稚園	園長	温水 玲子
識見を有する者	南九州大学 人間発達学部 子ども教育学科	教授	宮内 孝
町長が必要と認める者	三股町小・中学校校長会	会長	和田 小夜子
	元 三股町民生委員・ 児童委員協議会	主任児童委員	黒木 香子
	三股町自治公民館連絡 協議会	会長	西山 繁敏
	三股町母子・寡婦福祉会	会長	福山 陽子
関係行政機関の職員	三股町	副町長	西村 尚彦
	三股町教育委員会	教育課長	鍋倉 祐三
	三股町	町民保健課長	横田 耕二
	三股町	福祉課長	齊藤 美和

【事務局】

三股町福祉課	児童福祉係	課長補佐	岩元 勝二
	児童福祉係	主幹兼係長	永吉 美子
	三股町教育委員会教育課 学校教育係 併 児童福祉係	副主幹	戸高 志織
	児童福祉係	主査	田原 智幸
	児童福祉係	主事	大坪 学嗣

第 2 期 三 股 町 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画
第 2 期 三 股 町 次 世 代 育 成 支 援 行 動 計 画 （ 後 期 計 画 ）

令和 2 年 3 月

令和 4 年 12 月 改 訂

発行・編集

三 股 町 福 祉 課

〒889-1995 宮 崎 県 北 諸 県 郡 三 股 町 五 本 松 1 番 地 1

T E L . 0986-52-9060

F A X . 0986-52-0001



あたたかく活力があふれ
「生きるよろこび」と「子育ての楽しさ」を
実感できるまち

三股町

— 宮崎県 北諸県郡 —